

カシユガル・コーカン・地方をも加へた。又、その國都はインダス河の支流カアブル河の南・プルシャブラー(現今ペシャワル)にあり、インドと支那との中間に介在し、近くはペルシア、遠くはローマと相往來し、常に東西貿易上の要衝となり、インド北方の佛教を、支那に傳ふる上に、最も大きい役割を演じた。

大月氏國に佛教の入つたのは、もちろんカニシカ王以前のことであらうが、特に佛教の保護者として、その傳道弘通につとめたものは前記カニシカ王である。しかしカニシカ王の時に至るとインダス河地方(すなはち北インド)の佛教に、著しい内容の變化が起りかけて居た。それは前にもちよつと述べ置いたが、ペルシア文化、ギリシア文化の影響である。その中ペルシア文化の影響は、主としてゾロアスターの教義(現在拜火教として殘る)で、佛教を大乘化する上に力があつたものと思はれるが、ギリシア文化の影響は主として佛教藝術の方面であつた。

前にも述べて置いたやうに、マウルヤ(孔雀)王朝時代には、アショカ王の熱心なる歸依を以てしてまだ姿を現はさなかつた佛像が、大月氏國の盛時に及んで、漸くその莊嚴端麗な姿をインダス河の流域地方に現はすやうになつて來た。これで見ても佛教が本來偶像教でなく、行實教であつたことがよく分る。佛教を一概に偶像教だなどといふのは、西歐でも通俗もの一點張りで行く映畫會社あたりの常識で、少し物の分つた人はそんなことはいはぬだらう。

ヒンズウの生活様式には、何の影響をも及ぼさなかつたギリシア文化も、こゝに至つて、初めてその偉大な力を佛教藝術の上に及ぼすやうになつて來た。初めに佛像を彫刻したものは恐らくインダス河地方に残つて居たギリシア人であつたらう。佛像にはギリシア彫刻の鑿のほひが豊にあふれて居る。アフガニスタンのバアミヤンからカアブル河下流の平野、すなはちガンダアラの地は、佛像の發祥地と目されて居る。唐の玄奘が十六年の歳月を費してインドに旅行した顛末を記した『大唐西域記』の中には梵衍耶(今のバアミヤン地方)の地に二體の佛像があり、その一つは高さ百四十五丈、他の一つは百餘尺であつたと記されて居るが、近年に至り、たしかにそれと思はれる二體の佛像の岩壁に刻まれて居るのが、バアミヤンの地で發見された。その一つは高さ五十三メートルであり、他の一つは高さ三十五メートルである。支那僧で最初にこのガンダアラ地方に足跡を印したものは晉の法顯で、次が北魏の宋雲、次が唐の玄奘である。

かくて佛像彫刻の手法はギリシア藝術に淵源したものと考へられて居るが、その理想の佛典にあつたことはいふまでもない。

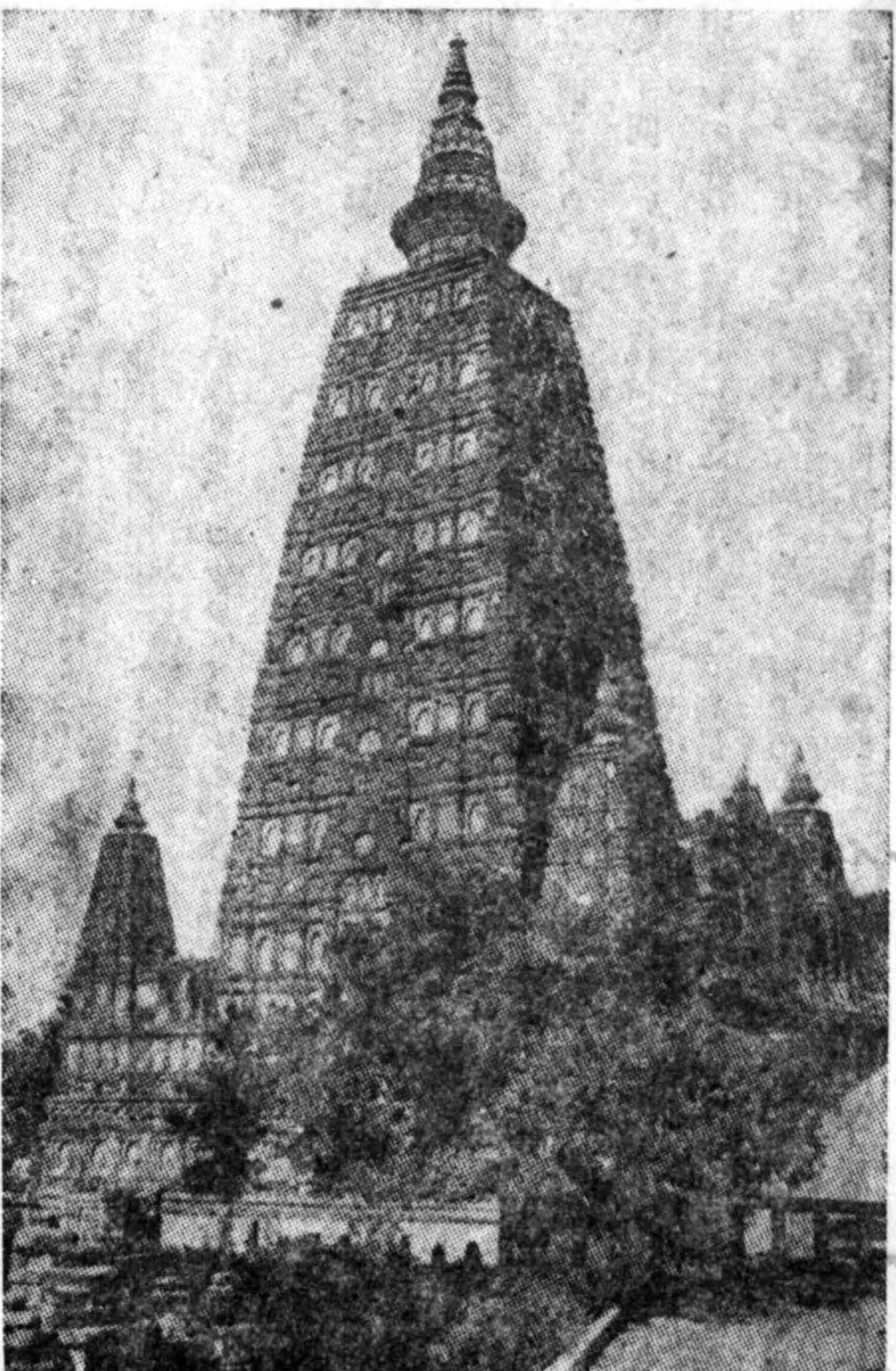
カニシカ王はまたアショカ王にならひ、第四回の佛典結集をプラシヤブラーなる離宮の中に召集し、大乘教義結成の素地を開いた。王の子アーヴィシカ王も深く佛教を信じ、五年の間萬僧を宮中に供養し、その爲に一切有部の佛教が、悉く大月氏の國都に集まり、大乘教義の大成を促す上に非常な力と



像石る居てれま刻に窟石の岡雲い近に城平はれこ。た  
わ接直らか城西・は貌相の樂怡満圓るす具ののもるれ



りことたつあの‘夷平—都國の魏後の古は縣同大省西山  
らせ稱て以を作像も最中像群のられこ。るあで部一の  
居てしなを調基の佛古推るゆはい。でん込流もに國が



ろことたし悟開道成の迦釋は(耶伽陀佛)ヤガダップのドンイ  
八十四基塔。たれらて建が塔念記き如の圖・代年百六紀西・で  
る居てれさ置安が像石の悟開迦釋に内塔・尺餘十七百高全・尺

部一の典佛たれら綴で字文リアバ

තෙවාත්‍යපසය  
දුතාන්‍ය.දුක  
රසයලපසව  
රුසතිතාර  
මිගේදුරන්‍ය.ව්  
හා.ව්‍යුබනාය  
සුත්‍ය。――

てれさ記が味意の常無行諸。部一の典佛たれら綴で語リアバ  
と(方南)リアバと(方北)トツリクスンサはに語ドンイ。る居  
てれさとい近に教佛始原が方の典經リアバ・てつあが種二の  
。る居

つた。

#### 第四 西域諸國に於ける佛教

カニシカ王・フヴィシカ王・の保護獎勵によつて、大月氏國の佛教は、バミイル高原から、天山山脈の南、タクランカンの沙漠（<sup>『建國編』第二一ページ及び三〇九ページ参照</sup>）をこえ、非常ないきほひで東方に弘通した。バミイル高原から、タクランカンの沙漠にわたる地方を支那では古く西域と呼びならはして居た。

大月氏國の都、プラシヤプラは、今のインドのカシミル地方である。プラシヤプラに行くには天山南路からアフガニスタンを經由せず、タクランカン沙漠の西南に位する于闐（今の和闐—コータン）から直接インダス河の上流に出たものに相違ない。すなはちカニシカ王の佛教はこの路を經て先づ西域の于闐に入り、更にタクランカンの沙漠をこえてキユウジ（龜茲—現今の庫車）に傳はつたものらしい。于闐はいはゆる崑崙の名玉を出したところだ。<sup>キユウジ</sup>の東方で、天山の東端に近い高昌もまたその頃佛教の非常に流行したところであつた。高昌は古くから支那の領地で、一切の生活様式が支那風であつた。唐代にはこの地にトルコ族の一派であるウイグル（回紇）が住んで居た。（<sup>『建國編』第四六ページ参照</sup>）ウイグルもまた深く佛教に歸依し、佛典をウイグル語に翻譯して居る。高昌は今のトルファン（吐爾番）の地だ。

#### タクランカン地方は實に大月氏國の佛教が支那に傳はる中間驛であつたと見てよろしい。

##### 第五 支那に於ける佛教

佛教の支那に入ったのがいつの頃かといふことはむづかしい問題だ。なぜかといへば、タクランカン地方は、佛教の傳道弘通に關係なく、古代支那の商人が、絹織物をインドや、ペルシアや、エチオピトの商人に賣込む爲に、すでに前漢の武帝頃から踏みかためた道であつたからだ。（<sup>『建國編』第三〇四—三一九ページ参照</sup>）これらの絹商人が于闐や、龜茲に榮えて居た佛教に無關心で居られやう筈がなく、西域の佛教はすでに古くからこれらの絹織物商人を通じて支那に入つて居たものと見なければならぬ。『魏志』の西域傳にも、前漢の哀帝の元壽元年（西紀前二年）に支那へ來た大月氏國の使者が、經文を口授したといふことが見える。しかし支那政府の希望によつて、佛教が公式に大月氏國から支那に入つたのは、後漢の明帝の永平十年である。（<sup>『資治通鑑』には永平七年とある</sup>）正に西紀六十七年だ。

かくて佛教も後漢の末頃になると廣く民間に傳播するやうになり、西域の僧・安世高などの指導で、佛典が漢譯されるやうになると、漸く支那本來の老・莊・思想と結びつき、更に魏から晉の時代にかけては、前に詳述した清談者流の懷疑思想・虛無思想・（本書第二九四—三〇〇ページ参照）の波に乗つて大に世に行はれるやうになつた。

五胡の亂となつては、西域から乘込んで來た僧侶たちも、對手が胡人だけによほど調子を下げて、弘通につとめなければならなかつたであらう。グルマ・ラクシア（曇無識）は呪文を唱へて病氣を治すといひ、子のない婦人を妊娠させるといつて術を施した。醫術と宗教との間に密接不離の關係あること、本章の總説として述べて置いた通りである。

しかし、東晋時代に入ると、却つてまじめな佛教の研究が行はれるやうになり。初めに老・莊・思想と妥協したり、清談者流と苟合したりしてお茶を濁して居た西域の僧侶も、漸くその態度を一變し、大乘佛教の本義を明かにしようとして、努力するやうになつて來た。東晋の安帝の隆安五年（西紀四〇一年）西域の龜茲國から、クマラヂヴァ（鳩摩羅什）といふものが、北支那に入込んで來たが、非常な努力家で、中論・大智度論・大般若經・法華經・以下九十七部・四百二十五卷・の佛典を譯出したとのことである。北支那の方に佛教の教理的研究が盛になつたのは、全くこの鳩摩羅什の努力の賜とされて居る。

しかし、いふまでもなく譯經の大事業は西域の傑僧だけで出來たわけではない。支那側にも釋道安・竺佛念・の如き卓越した譯經家が現はれて、内からもその仕事を助けた。殊に通安の注意は細かい點にまで行きわたり、譯文の上から支那に有り勝ちな文章上の虚飾誇張を避けることにつとめ、その註釋に際しても、序分・正宗分・流通分・の三段に分けて解説を試みたほどであつた。

かやうにして佛教が初めて支那に入つてから、晋代に至るまでの間に譯出させた佛典の數は四百五十一部・七百十七卷・の多きに上つて居たといふことである。

道安の弟子に慧遠があり、江南廬山の般若臺に白蓮社を結び、百二十三人の同志と共に、阿彌陀像の前に端坐し、觀念念佛の淨行を凝した。北部支那に佛教々理の研究が起つたのに對し、南部支那に、その行實方面の發達したのも面白い對照といふべきで、慧遠はまことに江南行修派の鼻祖ともいふべき人だ。その心境の淨らかさは、廬山の縹渺たる雲の色にもたとふべく、東晋の佛教に生命を鼓吹した功に於いては、むしろ師一道安の譯經事業以上であるとされて居る。

## 第六 後三韓に於ける佛教

佛教の朝鮮に入つたのは、五胡十六國の時、長安に據つて秦天王を稱した荷堅が、使を遣はし僧一順道に佛像及び經論を附して高句麗に贈つたのが初めであつた。新羅では訥託王の時、沙門の黒胡子が、高句麗から一善郡に來てこの教を傳へた。又僧一阿道といふものがあつて大にその弘通につとめた。焰智王が深く、これを信ずるやうになつてから、一般にひろまつた。

日本には繼體天皇の十六年、すでに韓人の佛像を傳へたものがあつた。けれども民衆は皆これを異域の神であるとして信じなかつた。ひとり南梁の人司馬達等は、大和國（高市郡）阪田原に草堂を結んでこれを奉じた。しかしその公にわが國に傳はつたのは欽明天皇の御即位十三年十月であつた。

### 釋迦牟尼出家の動機について

釋迦がインド、ガンガ河の支流ローヒニ河のほとりなるカピラ國に太子・シツドハアルタとして生まれ、出家して難行苦行の功を積み、遂に成道開悟するに至つた最初の動機として、われくはかれが一日宮城を出でて儀表堂々と街上を行く時、たまく老衰者の病苦に悩むものが道傍に行き倒れて、息も絶えくに救ひを求めて居る悲惨の姿を眼のあたり見、如何にしてこの人生苦から解脱すべきかに想到つたといふことを教へられて來たものだ。ところがこの一場の物語をよく考へて見ると、インドに限り、プラアモンやクシャツテリイの階級から街上に行倒れる老人の出づべき筈はない。街上で釋迦の眼に映じた老人といふのは必ずや、ヴァイシアか、もしくはスウダラの階級に屬するものであつたに相違あるまい。だから釋迦出家の動機には初めから「社會苦」の問題が含まれて居たわけだ。しかるに宗教家は、釋迦傳から、このインドの「社會苦」に關する問題を一切ぬきにしてしまつて、「人生苦」といふ形而上の問題に持つて行つてしまつた。さうして釋迦を婆羅門の仙人達と何の變りもないものにしてしまつた。そこから釋迦の説法を小乘とする由々しい誤りが起つて居るのだ。

## 第四章 大氏族の黨争

### 第一節 欽明・敏達・兩朝にわたる蘇我・物部・兩氏の黨争

天皇の御諸問に接すると、大臣・蘇我・稻目は直にこれを可とした。大連・物部尾興はその日本の國風と相容れざるの故を以てこれを不可とした。天皇すなはち佛像を稻目に賜ひ、その家に置いて試にこれを禮拜させしめた。稻目大に喜び、小墾田の家に安置し、向原の家を寺として朝夕その祭壇に跪拜した。ところがその頃國中にまた疫病が流行し出したのを、尾興は祖神の祟であるとして天皇に奏し、佛像を難波の堀江に棄てさせ、火を伽藍に放つて盡くこれを焼拂つた。第一戦は、明に物部氏の勝利に歸した。かくて稻目と尾興とは激烈なる抗争の中に相尋いでその生を畢へ、稻目の子・馬子と、尾興の子・守屋とが立つてその争ひを繼續した。かくて欽明天皇は在位三十二年にして崩御(西紀五七年)あり、第二の皇子・敏達天皇が立つて御位を繼がせた。その頃から大臣・馬子と大連・守屋との政權争奪戦は日一日と激甚に赴いた。

敏達天皇の即位六年、百濟王・威徳は、わが使に附して更に經論・律師・禪尼・比丘尼・等を獻じた。

八年十月の進貢にも百濟王は釋迦像及び佛像を獻じた。越えて十三年には鹿深臣等が百濟から彌勒の石像を得て歸朝した。馬子は再び伽藍を造つてこれを安置し、折ふし高句麗の僧・惠便が播磨國に居たのを招いて導師とし、鞍部村主・司馬達等の女・善信外二人を尼として大齋會を設けた。司馬達等心を傾けて蘇我氏の志を翼戴し、池邊直水田等と協力して傳道に努めたので、佛教は漸くにして一般に傳播しかけて來た。天皇の十四年二月、蘇我馬子は大塔を大野丘の北に起し、齋を設けて前に司馬達等が齋食の卓上に得た佛舍利を藏めた。時に又疫病が流行を始め、民の死するものが頗る多かつたので、物部守屋は奏してこれを祖神の祟であるとし、詔命を得て大野の塔を破却し、佛像と佛殿とを併せてこれを一炬に附した。馬子に従つて法を行つたものは皆嚴責された。善信等三尼は召喚されて、海石榴市<sup>（さబ・カリム）</sup>の亭に楚撻された。排佛黨は再び蘇我氏を毀辱した。

けれども蘇我氏もまた當時の豪族であつた。物部氏に對して極力反抗し、容易にその壓迫に屈すべくもなかつた。たまく瘡患が流行して、これに罹るもの皆焼き摧かれるが如くにして死するのを、こたびは蘇我氏が、佛像を燒いた祟であるとして天皇に奏した。天皇も全く措置に窮し、馬子一人を限つて崇佛を許させ、その傳道を禁じて三尼を還附された。即位十四年八月十五日、敏達天皇は御年四十八歳にして崩御あらせたが、蘇我・物部・兩氏の争ひは、畏れ多くも廣瀬の殯宮に於いてさへ爆發するに至つた。さうしてその争ひは延いて皇嗣擁立の争ひととなつた。すなはち蘇我氏は大兄皇子を立

てんとし、物部氏は穴穂部皇子を立てんとして、互に相軋つたが、敏達天皇の皇后・炊屋姫<sup>（かしきやひめ）</sup>が蘇我氏に與し給ふに及んで、皇嗣は遂に大兄皇子と決した。

## 第二節 物部氏の滅亡

敏達天皇の下に於いて排佛黨が優勢であつたのは、敏達天皇が中心佛を信ぜられなかつたのに因る。ところが敏達天皇崩御の九月五日を以て御位に即かせられた用明天皇は、蘇我稻目<sup>（さきめい）</sup>の女・堅鹽媛<sup>（かたしひめ）</sup>を御母とする欽明天皇の第四の皇子に在したので、天下の形勢はこゝに一變した。この時、渥部穴穂部皇子は欽明天皇の皇子に在しながら、炊屋姫皇后の爲に支へられて御位に即くことが出来なかつたので、その御不平はいよいよ爆發した。皇子は物部氏の力をかりて先づ皇后の寵臣・三輪君逆<sup>（みわのきみさかぶ）</sup>を斬つた。これが排佛黨の、崇佛黨に對する宣戰の布告であつた。大亂は刻々に近づいた。二年四月、天皇病を得て佛を拜せんとの御志あり、これを群臣に諮り給ふに及び、蘇我・物部・兩黨の争論は遂に破裂した。物部守屋は先づ退いて河内國瀧川の別業に兵を聚めた。蘇我氏の家は大伴毘羅夫連に守衛された。用明天皇には大亂の序幕を眼前に、四月四日を以て崩御あらせた。

物部守屋は機に乘じ、諸皇子を除いて穴穂部皇子を立てんとし、兵衆を動かして淡路に獵すといひ觸らした。六月、馬子は炊屋姫皇后を奉じて穴穂部皇子と宅部皇子とをその宮に殺め奉つた。泊瀬部

皇子・竹田皇子・厩戸皇子・難波皇子・春日皇子・紀男麻呂・巨勢比良夫・膳賀掲夫・葛城烏那羅・等が皇后の召に應じて馳せ参じた。大軍は潮の如く河内に進んで、守屋の家を包囲した。守屋は一族及び奴隸（本書第三九六ページ参照）を率ゐて奮戦健闘し、大に蘇我氏の軍を惱ました。厩戸皇子御年十六歳にしてよく全軍の士氣を鼓舞し、守屋の軍を粉碎して盡くその一族を誅することを得た。守屋の黨捕鳥部萬といふものも、河内國有眞香邑に窘迫せられて誅に伏した。天下は全く崇佛黨の掌中に歸した。欽明天皇第十二の皇子・泊瀬部皇子が御即位あり、これを崇峻天皇と申し奉る。馬子が大臣たること故の如く、厩戸皇子がこれを輔佐し奉つた。

### 第三節 激化した神別大氏對皇別大氏の爭鬭

こゝで少しく前代に後もどりして、仁賢天皇以後、頓に激化して來た、神別大氏と皇別大氏との対立抗争に再検討を加へ、その立場から今一度蘇我氏と物部氏との對局を見直した上で、記述を物部氏滅亡後に於ける蘇我氏驕僭の事實にすゝめることとする。

これより先、その廣大なる領土とその多數の領民とを提げて皇室の御威光を凌いだものに平群・大伴・物部・蘇我の四大氏があつた。平群氏は武内宿禰の子・平群木兎宿禰から出た。武内宿禰は孝元天皇の皇子・屋主忍男武雄心命の後であるから平群氏は皇室の出である。仁賢天皇崩御の後、平群大臣・眞欽明天皇の時、物部尾興に彈劾せられて頓にその勢力を失つた。

鳥そこの子・鮒と不軌を圖つて大伴金村に滅ぼされた。大伴氏もまた當時屈指の大氏族であつた。その先は道臣命とあるから、これは神代からの豪族である。金村は平群氏を滅ぼして武烈天皇を擁立し、更に繼體天皇を立て、權勢一代を壓したが、その對韓政策に失敗してから、天下の誹謗を一身に集め、欽明天皇の時、物部尾興に彈劾せられて頓にその勢力を失つた。

物部氏は大伴氏と並んで最も勢力のあつた神代以來の豪族である。饒速日命の子・可美眞手命の後で、雄略天皇の時、その九代の孫・目なるものが始めて大連となつた。目大連の孫・尾興の時に至り、大伴金村の失政を彈劾してこれを住吉に隠退せしめ、排佛を旗幟として皇別の蘇我氏と拮抗した。蘇我氏は武内宿禰の子・蘇我石川宿禰の後である。平群氏滅亡の後皇別の豪族中では最も勢力のあつたものであるが、欽明天皇の時に至り蘇我稻目が大臣として崇佛を主張し、大に物部氏と争つた。稻目が崇佛を主張したのは、これを以て人心を統一し、以て神代以來の豪族たる物部氏の勢力を朝廷から驅逐しようとしたものであらう。かくて稻目と尾興とは拮抗の中にその生を終り、兩族の争ひは更に稻目の子・馬子と、尾興の子・守屋とによつて繼承されたが、厩戸皇子聰明英達の資を以て蘇我氏に黨し、敏達天皇の皇后・炊屋姫また心を崇佛黨に寄せ給ふに及び、大勢は忽にして蘇我黨に傾き、守屋は大軍の包囲を受けて河内の瀧河に戦死した。こゝに於いてか蘇我氏はひとり朝廷にその權力を専らにすることを得るに至つた。

## 第四節 聖德太子の國家改造理念

### 第一 蘇我馬子の不臣

守屋が戦死した翌年、欽明天皇の第十二の皇子、泊瀬部皇子が御位に即かせた。これを崇峻天皇と申し奉る。馬子は大臣として諸氏の上に在り、朝權を専らにして驕暴の舉動のみ多かつたので、崇峻天皇は機を見てこれを除かうと遊ばされたが、反つてその知るところとなり、東漢駒といふ兎賊の爲に急に崩御遊ばされた。駒の大逆は無論馬子の使嗾に出でたものだ。天皇の崩御と同時に、曾て馬子の黨であつた、炊屋姫が御即位あり、日本最初の女帝として宇内に君臨遊ばされた。これを推古天皇と申し奉る。推古天皇三十六年の御治世は、厩戸皇子すなはち聖德太子が大政を輔翼して大にその政治的手腕を發揮された時であるが、大臣・馬子の專横は太子の英邁を以てしてこれを如何ともすることが出来なかつた。天皇の即位二十九年二月二十二日、聖德太子が病を以て薨去となつてからは、馬子の驕暴が日に甚しく、天皇の尊きを以てしてなほ、『大臣の言は夜に言はゞ夜も明さず、日に言はゞ日も晩さず、何の辭か用ひざらん』とさへ宣給はすに至つた。馬子病を以て薨じ、その子・蝦夷が代つて大臣となつた。

### 第二 太子の十七憲法及びその精神

厩戸皇子は、豫て大氏族の跋扈を憂ひ、かれらの擁する私領・私兵・を朝廷に收めんとするの御志あり、崇佛・排佛の爭議が白熱化したのに乘じ、蘇我氏に黨して物部氏を滅ぼされたが、さて蘇我氏の驕暴はこれを如何ともすることが出来なかつた。崇峻天皇崩御の後、皇子は推古天皇(炊屋姫)の下に皇太子として國政の改革に着手せられたが、その要點は佛教の教義を本として、古來の氏族制度を廢し、全國の土地と人民とをあげて國家の有たらしめんとすることにあつた。太子のこの改革方針は推古天皇十二年(西紀六〇四年)の編述にかかる十七憲法に明かである。

厩戸皇子の十七憲法は、詔勅を以て發布せられた法律でなく、皇太子が諸官の上に立ち、佛教の教義を本として訓戒された條文であるといふものもある。その中に一箇所も、わが國古來の習慣たる祖先の祭祀に言及されず、専ら易理を以て君權を説いて居らるゝ(第三條)ところに後世學者の物議を醸すべき理由はあるに相違ないが、大氏族跋扈の本源である氏族制度を根柢から改造しようとして日夜心を碎いて居られた御盛意の程も察せられて畏いことの限りだ。又、國に二君なく、民に兩主なし、率土の民王を以て主となす。任するところの官司は皆これ王臣なり(第十二條)と斷定して、現に各氏族の長が土地・人民・を私有しつゝある社會的事實を否認されたのは、非常の大英斷であつたといはねばならぬ。けれども太子の憲法は只一片の空文に止まつて、背後にかれらの兜逆を制すべき實力を有せず、遂に大化の革新に至るまでその實行を見ずして止んだのは惜むべきである。すなはち太子が全

國の土地・人民・をあげて一國を形成せよと教へられた十七憲法の精神は、大化革新の暗示となつたが、その佛教の教義を本として氏族制度を根本的に改造しようとされた企圖は、幸か、不幸か、中大兄皇子によつては繼承されなかつた。すなはち太子は氏族制度を根本的に改造して佛教の教義の上に郡縣制度を建設せんとし、中大兄皇子は氏族制度の一部分を改造してその上に郡縣制度を建設しようとされたのだ。

たゞこゝでわれくの特に注意して置いてよいことは、當時支那から日本に渡つて來た佛教が比較的原始佛教に近い大乘教であつたといふことだ。原始佛教はヒンツウの種姓制度、すなはちカアストに對して、多量の改革性を含んだものであつた。若し、怪奇な婆羅門教の教義と妥協した小乘佛教や、支那の老・莊・哲學若しくは清談者流の虛無思想と苟合した魏・晋・時代の佛教であつたとしたならば、たとひ太子の改革理想が行はれたとしても、日本は決して幸福なものとはなり得なかつたに相違ない。或は日本にもローマ法王のやうなものが出來て居たかも知れぬ。しかし、太子によつて、この國の改革理想として取容れられた佛教が、比較的原始佛教に近いものであつたといふことは、日本にとつてどれ程幸福なことであつたか分らぬのだ。

### 第三 冠位十二階の制定

太子は、十七憲法を發表せられる前年、始めて冠位十二階を制定し、翌年元旦これを諸臣に賜はつ

たゞきの時の冠位が、果して古來の骨姓制（おねぎせいせい）を離れた官職であつたかどうかは頗る疑問であるが、十七憲法に於いて、太子が極力骨姓制の弊害を匡救せんとして居られるところに見ると、漸次に骨姓制を廢し、貴族の身分と朝廷の官職とを分離して、大に人材登用の路を開かんとする準備であつたに相違あるまい。身分と官職との區別は、これを前提として大化の革新に至り遂に完全に行はれた。

### 第四 太子の入滅

以上の二項は太子の改革の主要なるものであるが、尙ほこの外に太子は、(一)隋・唐・との交通を開き、十五年・十六年・の兩度に小野妹子を隋に遣し、折柄、朝鮮半島で、一觸即發の危機に瀕して居た日・支・の國交を直接交渉によつて調整せしむる傍ら、盛に支那の文化を輸入せしめ、(二)有名な畫師・佛師・に課戸を免じて美術を獎勵し、(三)舊記を修め、(四)曆數を定むるなど、經綸の見るべきものが頗る多かつた。推古天皇の即位二十九年(西紀六二一年)二月、太子病あり、御年四十九歳にして斑鳩宮に薨じた。大臣以下群臣百官、天下の蒼生皆父母を喪ふが如く、號哭の聲行路に満ち、日月も爲に光を失ふべく思はれたとある。太子薨去の後馬子驕僭を極め、その孫入鹿に至つて遂に太子の遺族を滅し、中大兄皇子の爲にその族をあげて誅に伏したことこそ當然の應報といふべきだ。

**聖德太子** 聖德太子は厩戸皇子と申し、用明天皇第一の皇子である。「日本書紀」に太子の人となりを記し、「生れて能く云ふ。聖智あり。壯なるに及び、一度にして十人の訴を聞き、以て失ふことなく、能く辨す。」

兼て未然を知り、且つ内經を高麗の僧・惠慈に習ひ、外典を博士・覺哿に學び、兼ねて悉く達す。父の天皇之を愛し、令して宮南の上殿に居らしめ給ふ。故にその名を稱して上官厩戸豊聽耳皇子といふとある。その佛教を基本理念として、日本の氏族制度を根柢から革めようとされたところから、學者によつて種々の批評をするものもあるが、それは原始佛教と小乘佛教との區別を辨へぬところから起るのだ。しかし、それは義論にわたることであるから、こゝに論ぜぬとして、兎に角、日本に於いて骨姓制度改革の第一聲を揚げたものはこの皇子である。佛教が渡つてから太子攝政の世を通じて建立せられた寺が四十六、僧尼の數一千三百八十五人に上つた。かくして僧侶はこの時から社會の一階級として存在し、後世に至つて政治上的一大勢力となるに至つた。

### 第五節 蘇我氏の驕僭及びその滅亡

聖德太子薨去の後八年、推古天皇は御年七十五歳にして崩御あり、蝦夷遣詔を矯めて山背大兄王を排し、田村皇子を御位に即け奉つた。これを舒明天皇と申し奉る。すなはち擁立の功を恃みて驕暴飽くところを知らず、在位十三年の間、國政は一に大臣の手から出た。天皇崩御の年、蝦夷更にその皇后を擁立し奉つた。皇極天皇と申し奉る。即位元年蝦夷大に土木を起し、己が祖廟を葛城に立て、八佾の舞を爲すに至つた。皇極天皇の三年蝦夷病と稱して朝せず、自らその子・入鹿に紫冠を授けて大臣の位に擬した。驕僭の狀知るべきである。入鹿は更に古人大兄皇子を立て、威福を擅にせんとし、聖

徳太子の子・山背大兄皇子の威名あるを忌み、十一月兵を發してこれを斑鳩寺に弑し奉つた。翌年入鹿、父と家を甘檣岡に並べ、稱して宮門といひ、その男女を王子といふ。門側に兵庫を作り、常に力士をして守衛せしめた。

入鹿がその實力を恃んで僭擬するの状は、今や疑ふ可くもなくなつた。妖雲は刻一刻と皇威の上に蔽ひかゝりつゝあつた。中臣鎌足器局宏遠にして智略世に絶す。固より入鹿の不臣を疾み、潛にこれを除かんと欲し、諸皇子中共に爲すべきの資を覓めて中大兄皇子を得た。しかも、事の世に泄れんを恐れ、經書の講義を南淵請安に受くるに託し、途上密に相謀つて着々その計畫を進めた。皇極天皇即位四年六月十二日韓使引見の御儀あり、皇子及び鎌足これを機とし、同志・蘇我倉山田石川麻呂・佐伯子・麻呂・葛城稚犬養綱田・等と謀つて入鹿を朝に誅し、法興寺に入つて直に兵を備へた。蘇我氏を戴けるもの遽にその眷属を摠聚して皇子に反抗しようとしたが、皇子は巨勢德陀を遣はして順逆の理を説かせた。大衆は戦はずして解散した。蝦夷は自らその家に放火して焚死した。帝紀・國紀・等朝廷に備ふべき書籍にして蝦夷の家に藏したるもの皆共に灰燼に歸した。蝦夷時に年六十。ついで天皇御讓位あり、六月十四日御弟・輕皇子が御位に即かせた。これを孝德天皇と申し奉る。

第三篇 大化の革新

# 第一章 古代日本の國家組織

## 第一節 皇室・氏族及び二種の奴隸

日本の國家は、初め大小幾つもの氏から成り、その氏の中で、最も大きく、且つ最も身分の尊いものが皇室であつた。言ひ換ふれば、皇室は大小諸氏の中で最も有力な、且つ最も高貴な氏であつた。そこで一つの氏に上としての天皇は、直接にその氏即ち御料地の内にある各家(現代の語でいふ皇族即ち宮家)と各家に属する奴隸と、氏全體に属する智能奴隸とを支配された。この關係をその頃の語で『うしはく』といつた。しかしそれと同時に天皇はその血統上の關係から大小幾つも氏の上を支配され、氏の上を通じて間接に氏の上の領有する土地・人民・をも支配された。この關係を『しろしめす』といつた。すなはち上代は天皇の統治權が、直接に各氏の上の領有する土地・人民・に及んだわけではなく、氏の上を通じてこれをしろしめされたに過ぎなかつた。

この關係に就いて、最も分り易い例は、仁德天皇が、人民の疾苦を思召して三年の間課役を免ぜられたといふのは、全國各種の大小氏族に對してこれを御施行になつたのではなく、御料地すなはち直

接支配を遊ばされた氏にだけ、これを御施行になつたのだ。『高き屋』の御製は歴史家の間に異論があり、これは延喜六年に藤原時平が『日本書紀』の講筵に列して作つた歌を、後人が擬して、天皇の御製としたものであるといふ説もあるが、畢竟、文獻歴史家の博識を衝ふ無用の鑿穿立てといふものだ。たゞわれくは、天皇の御代に至つて初めて初めて『高き屋』の建築が起つたといふこと、又『高き屋』から展望されて、大體に民の竈の賑ひを察知され得る程度の御料地内に、善政を御施行遊ばされたものであるといふことを知つて置けばそれで十分だ。

ところがこゝに一つの疑問がある。それは、大小氏族の別である。これは後世の大名・小名・といふやうに全く血統の異つたもので唯、その領有する土地・人民・の大小によつて大氏・小氏・の稱呼を生じたものであるが、それとも小氏は大氏から分れた同族關係のもので、小氏の上は、大氏の上に當然支配されなければならなかつたものであるかといふ問題である。これに關しては前者にも相當に據るべきところがあり、後者にも尤もと思はれる節がある。有賀長雄氏などは後者の説をとつて居られる。それは多分細川貞雄の『姓序考』などに根據せられたものであらうが、大氏と小氏との間に必ず血統上の從屬關係があつたかといふことは一つの大きい疑問で、中には血統に關係のない、換言すれば宗族・支族・の關係のない大氏・小氏・も存在したのではないか。又、その『姓序考』に例示して居る阿部といふ大氏があつて、それから阿部志斐氏・阿部間人氏・阿部長田氏・といふやうな小氏が生じ、物部とい

ふ大氏があつて物部肩野氏・物部韓國氏・物部飛鳥氏・といふやうな小氏が生じて居ることは事實であらうが、すでにこれらの小氏にも氏の上といふものがあつた以上、私的關係に於いて、大氏の上には頭が上りなかつたにしても、大體は獨立したものでなかつたか。氏があればその大小に拘らず必ず小氏があつたものとは、どうしても考へられぬ。しかしこの邊のことになると、何人でも恐らく明確に斷言し得るものはあるまい。

さて大氏があり、小氏があり、これらの氏はいづれも多くの家を、その領有する土地の内に包含して居た。當時の家は今日の家とは少しくその趣を異にし、三世・四世・に亘り、凡そ五・六・十人から八・九・十人までの家族が一家の中に居住し、その中、正嫡の男子が家長として一家を統べ、財産を支配して居た。すなはち祖父母・父母・兄弟(姉妹)・の外に、伯叔父母・甥姪・従兄弟・姉妹・などを包括する一大家族であつた。もちろんかやうな大家族制であるから、狭い家の中には住み兼ね、『房戸』と稱して、家長の家から軒を分つて住んで居た。この房戸に對して、家長の住む家を『郷戸』と呼んだ。しかし軒は別でも一家はどこまでも一家で、家長は一人より外になかつた。さうしてこれらの家が皆、氏の上の支配を受けて居た。今日の氏子といふやうな語がこの制度に起源して居る。

氏を同じくする家と家とはいふまでもなく、その祖先を同じくするもので、氏の上は、すなはちこれらの家々の宗家の家長であつたことはいふまでもない。

氏にはこの外に各家に屬した低級の筋肉奴隸と、氏に屬して、氏全體の仕事をして居る高級の智能奴隸とがあつた。家に屬した奴隸をかきべ(家部)といひ、又、氏に屬した智能奴隸をともべ(部曲)といふ學者があり、近頃ではともべ(部曲又は品部)は皇室の御料、すなはちわが最高最貴の大氏に屬した智能奴隸の特殊の稱呼であり、かきべ(家部)は、皇室を除く他の氏に屬した智能奴隸である。すなはちかきべもともべもその智能奴隸たることに於いては一であるが、かきべは一般の氏に屬し、ともべは皇室の御料であつたと説く學者がある。さうしてこれらの學者は、家に屬した奴隸をやつこ(奴)又はやかべ(家人部)呼び、氏に屬した智能奴隸と區別することにして居る。しかし兩者ともに筋肉奴隸が家に屬し、智能奴隸が氏に屬して居たといふ點に至つては、全く一致して居る。

奴隸が國家の編制上、何等の公權をも認められて居なかつたことはいふまでもない。換言すれば大化新制まで奴隸はまだそのともべとかきべとを問はず、すべて、公民として取扱はれて居なかつた。だから、古代日本の社會組織は、貴族と奴隸との二階級から成立つて居たといふことが出来る。奴隸に上下の區別があつた如く、貴族にもその身分に幾多の階級があつた。しかしそこには貴族でもなく奴隸でもない中間階級は絶対に存在しなかつた。

## 第二節 奴隸制度の起原

かくいふと或る讀者は眼を丸くして驚かれるかも知れぬ。日本にも上代には奴隸があつたのかと。この質問に對して、著者は何の躊躇するところもなくはつきりと答へたい。それはたしかにあつた。しかし奴隸はその隸屬した主人若しくは管理者と、主人との間に生じた隸屬關係の新舊と、奴隸そのもの、素質と、又時代とによつて、さまざまな名稱で呼ばれた。前掲ともべ・かきべ・やつこ・やかべなどいふのも呼方の一つであつた。又、本書の第二章・第九節以下、蝦夷に關するくだりに舉げて置いた俘囚・夷俘・田夷・山夷・(本書第二九一二二九ページ参照)などいふのもその呼方の一つであり、戸・陵戸・などいふのもその呼方の一つであり、又總じて奴婢といふのもその呼方の一つであつた。

凡そどんな民族でも、古代にはすべて奴隸を持つて居たものだ。その民族の素質が優秀であればある程、奴隸の數は多く、その内容は複雜であつた。古代に多くの奴隸を持つて居たといふことは、決してその民族の恥辱ではない。むしろ誇りであつてよいのだ。讀者はこの點を考へちがひしてはならぬ。

すなはち太初、人間が蒙昧の域を脱せず、一つの群をなして水草を逐つてゐた時代には、奴隸も家畜もなく、狩獵をしたり、漁撈をしたり、野生の果實穀類をあつめたりすることを仕事とし、他の群と遭へば必ず戦争によつて、その移住すべき區域を争つて居た。しかるにその後、經濟生活の進むにつれて戦争から奴隸が生じ、狩獵から牧畜が起り、奴隸と家畜とを部落若しくは各家の財産として携帶

するやうになつた。この前後から人間は又土地を利用して、野生の穀草などを栽培することを始めたが、それは極めて幼稚なもので、繰返し、一定の土地を利用することを知らなかつた爲に、尙ほ轉移住の生活を脱することが出来なかつた。さうして當分の間は土地よりも奴隸の方が重要な財産であつた。

しかし、さうして奴隸を使用して土地を耕して居る間に、農業も進み、牧畜その他の経験から肥料を施すことなども分つて、最早移住の必要がなくなり、土地の重要性が漸く加はつて來た。たゞ初めは土地が限りなく廣く、且つその開墾が困難を極めた爲に、やはり土地よりも奴隸の方が必要であつたに相違ない。すなはち奴隸あつての土地であり、土地あつての奴隸でなかつた。殊に奴隸は土地を開墾したり戦争に從事したりするばかりでなく、農業や戦争に必要な器械・器具を作り、家を建て、塹を造り、陶器・織布など、生活に必要な品を産出してくれるので、奴隸の數によつてその氏の富が決定し、従つて氏の勢力が決定するといふ有様であつた。

日本の文献歴史は、私有財産としての奴隸の重要性がその極度に達し、それが土地の重要性に移らうとする過渡時代で幕が開いて居る。

太古の日本に於いて、身分を中心とする秩序がよく保たれ、身分の尊卑と、富の大小とが常に一致して居たのは、奴隸の數が少かなたひとと、その隸屬の關係が古く久しかつた爲に、それがよく組織の

中に融込んで居たからである。

### 第三節 氏即ち血族的部落

以上の説明によつて讀者は直に氏すなはち部落であるといふことに氣付かれたであらう。一つの氏が多くの家を包括し、一つの家が五・六・十人から八・九・十人までの家族を包括し、従つてそれが多くの軒に分れて居たといへば、われくはそれだけで氏すなはち部落であるといふことを想像するに十分である。

氏が部落であるとして見ると、この氏に屬した智能奴隸が、何故氏の中の各家に隸屬せず、氏に屬して部落全體の仕事をして居たかといふことがはつきりと分つて来るやうである。今日までに研究された社會科學が、われくに語るところによると、社會發達の初期に於ては、森林も、耕地も、牧場も、家畜も、すべて部落全體の共有財産であつた。さうしてその生活必需品は部落のものが必ず自ら產出して自ら給した。たゞその產業に必要な器械・器具・となると特殊の技能を有する大工とか、鍛冶屋とか、車匠とか、鐵工とか、陶工とかいふものゝ手を借りなければならぬ。そこでこれら特殊の技術を有する労働者は、部落にがへられて部落全體の爲に働いた。中には舞踊を専門とする女優があり、稀には歌手もあつたといふことである。さうしてこれらの技能労働者は、部落全體の爲に働く代

り、部落からその生活必需品を供給せられて居たとある。

今、つらく日本の中の古代社會を考ふるに、それとよほどよく似た材料が揃つて居るやうだ。先づ家に下等な奴隸があつて、その主人の爲に農業・牧畜に從事し、氏すなはち部落にそれより少し優等な智能奴隸が抱へられて居て、或は玉を作り、或は蓋カバを作り、或は鏡を作り、或は弓矢を作り、或は石棺を作り、或は陶器を作り、或は舟車を作り、或は機織をなし、或は染色に從ひ、或は裁縫の事に當つて居たのと、その事情がよく似通つて居る。殊に當時すでに俳優の事を以て朝廷に仕へたもの、あるなど、むしろあまりに道具立が整ひすぎて居るやうだ。

さて、上述のやうな古代血族社會の技能労働者が、わが古史の上に見られるともべと同じく、奴隸若しくは奴隸に近いものであつたといふことは、それがかの古代社會に於いて大いに重要な役目を勤めて居たものであるに拘らず、部落の人々から著しく冷遇された形跡のあるのに見てもよく分る。例へば、これらの技能者は、初め村落に入ることを許されず、通常村はづれに住んで一定の期間を経た後、漸くその共同の牧場を使用し、土地を利用することを許されるとあるが如き、明かにその特殊民として取扱はれて居たことが分る。

尤も、部落が自給自足の經濟組織であるのに、一部落即ち一つの氏が、或る特殊の智能奴隸を率みて朝廷に仕へるといふことは、前述の古代社會說からいふと、少しく迂闊が合はぬやうになる。この

點から推して考へると前に述べた二説の中、朝廷の智能奴隸をともべといひ、各大氏・小氏の領有する智能奴隸をかきべといひ、氏の中各家中に屬した筋肉奴隸は、やつとか、やかべとか、奴婢とか、賤民とかいふ文字で現はす方が、正しいやうに思はれる。

すなはち久米部・物部・齋部・玉作部等、古史に現はれて来る各部の部民は、大抵朝廷に屬する智能奴隸であつて、久米氏が久米部を領有し、物部氏が物部を領有し、齋部氏が齋部を領有したのではない。久米氏は朝廷からその御料である久米部の管理を委ねられ、物部氏は朝廷から物部の管理を托されたのである。

斯く解釋すれば、古史に現はれて来る何々部といふものは、多く朝廷の御料であつて、久米氏自ら領有した智能奴隸はこの外にあり、それには必要に應じて各種の職業が備はつて居たと、かやうに見ることが出来る。かく見れば、各部落の自給自足には何の支障もなく、又有史以前、われわれの祖先が、極めて單純な小規模の血族社會を組織して居た時代のことも偲ばれるわけである。

日本民族も、有史以前世界の有らゆる他の民族と同じ古代社會の階梯を経て來たと見るべき痕跡は、到るところにこれを認め得るのであるが、その最も根本的であり且つ決定的であるのは、骨姓の制度である。私有財産といふものゝ起らぬ原始血族社會にも秩序はあつた。私有財産といふものが起つてからは、私有財産による實力が社會を支配し、その實力を中心として國家が秩序立てられ今まで、

國家は常に不安の状態に置かれた。しかるに私有財産のなかつた時代に於いては、何が社會を支配する力であつたか。いふまでもなく血統の尊卑がそれである。日本の古制を學ぶものの、何としても一度は遵循しなければならぬものが骨姓の制である。骨姓の制といふとひとくむつかしく、面倒な制度のやうであるが、これを古代血族制時代の社會的秩序として考へれば何でもない極めて簡單明瞭なことである。古代血族制時代に、社會を支配した血統的秩序がそのまゝに残つて骨姓の制となつた。骨姓の制といふのは身分の尊卑と官職の上下とが一致して一絲も亂れず、しかもそれが世襲的に繼承される形をいつたもので、日本民族中、最高最貴の氏の『上』にて在す天皇のことは申すだに畏れ多い。上は大臣・大連・から臣・連・伴・造・國・造・首・直・などに至るまで、みな血統の尊卑によつて定められた世襲の官職であつて、若し生れながらにして、これらの官職を持つ大小氏の上達に、私有財産といふのが伴はなかつたならば、社會問題の起る餘地はなかつたのである。

#### 第四節 私有財産制度の發達と骨姓の紊亂

私有財産は大體に於いて血統の秩序と並行し得るものであらう。しかし何か社會上に大變動が起り、富を得る機會が、血統の秩序に伴はぬやうな事態が生ずると、いつの世にもいはゆる『成金』が發生し、その身分と官職とに不相應な富を領有することになる。そこで古い秩序と、新しい勢力との間

に猛烈な葛藤が生ずる。

わが國最古の社會問題は、國家の急激な發展に伴つて生じた奴隸成金・土地成金・を如何にして古い血統の秩序と融合させて行くかといふことであつたに相違なく、その半面には、戰役その他の原因から財産の大部分を失つて、殆ど身分の誇りを保つことの出來なくなつた氏の上のあつた事情も考へなければならぬし、又身分の尊い、官職の高い氏の上が、いよくその富を増大して、小氏の奴隸や土地を兼併する勢の甚しかつたことも考へなければならぬ。さうしてこれらの問題が垂仁天皇の任那御經營から、息長足姫皇后の三韓御控制に至る四代、約二百三十年間（日本の紀年で）に亘る内外諸民族との激烈な存立競争によつて俄に重大となり、雄略天皇以後は、國家の安寧秩序の爲に、全く打棄て、置くことの出來ぬ形勢となつて居たのだ。

## 第二章 奴隸制度から莊園制度への過渡期 に於ける諸現象

### 第一節 失はれつゝありし奴隸制度の處女性

日本の歴史は、奴隸制度發達の結果として、農業の方法が著しく進歩し、土地の重要性が漸く加はつて、それが奴隸の重要性に代らうとする過渡期を以て始まつて居ると見るのが最も妥當な見解ではなかろうか。故に日本の古記には奴隸を以て最上至高の『たから』(註一第四〇八ページ)でありとする、奴隸制度の極盛期の習慣若しくは、觀念が濃厚に殘つて居ると同時に、他の方には、その奴隸制度が新に頭を擡げて來た土地經濟の爲に、その處女性を失はうとして居る多量の事實を見うける。

### 第二節 既に恢宏されて居た智能奴隸の権利

上述の如く、奴隸制度の處女性を以て論すれば、氏に屬した智能奴隸は、家に屬した筋肉奴隸よりも、卑視せられ、厄介視せられ從つて事毎に虐待せられたものに相違ない。智能奴隸は智力・能力・と

ちにこれを率ゐる氏族と殆ど同等に近いか、同等であるか若しくはそれ以上であるか、何れかでなければならぬ。人間にはすべて己に近いもの、己と同等のものを排斥し、己より遙に低いもの著しく劣つたものを鐘愛する傾きがある。殊に智能奴隸が、或る民族に隸屬するに至つた因縁が、若し戦争にあつたとすれば、その戦争は可なり久しうにわたつて激烈を極めたものであつたといふことが想像せられる。かやうな存立競争の後、二つ以上の民族が互にその實力を認め、或る條件の下に合同して、我が他の一つ若しくは數個を支配することとなつた時には、一は支配階級として貴族の地位を占め、他は自由民としてその下に立つ。若し合同の條件が降参に近いものであれば半自由民が生じ、全然征服されたものであれば、奴隸が生ずるのであらう。ローマの歴史などを見ると、貴族・自由民・奴隸・とその階級の生じた因縁が判然と上述の法則に従つて居る。久しうにわたつて激烈を極めた戦争の生々しい記憶からいつても、動ともするとその智力・能力・を以て叛逆を企てるやうなことはないかといふ不安の情からいつても、智能奴隸が支配者から常に警戒され、嫉視され、冷遇された事情は察するに難からぬ。わが國の歴史には、高天原から天孫に率ゐられて來たともべ・かきべ・のわが民族に隸屬した因縁を窺ふべき材料はないが、上述の法則は、これをわがともべ・かきべ・の場合にも當てはめて考へることが出来ると思ふ。しかるに、その當然警戒され、嫉視され、冷遇されなければならぬ筈のともべ・かきべ・が何等の隔心もなく、その支配者から十分に信頼せられ、やつこ・やかべ・の階級よりも

一段上の階級として取扱はれて居たところから察すると、日本の奴隸制度は全くその處女性を喪失し、既にその末期に近づいて居たことがよく分る。すなはち士・農・工・商・といつて、町人は庶民の中の最も卑しむべきもの、指弾すべきものとされながら、徳川氏の中世期以後は、その庶民の首班たる事實をどうすることも出來なかつたのと全く同じであつたに相違ない。

### 第三節 奴隸の賣買

農業が發達して土地の利用法が進んで來ると、各氏長の土地に對する慾望は、俄にその熱度を高め、有らゆる方法を以て奴隸の口數を増さうと企てるやうになる。東洋には地中海の沿岸に出來たやうな奴隸市場の立つたことは考ふべき資料を持合せぬが、氏人(貴族)<sup>うぢに</sup>の罪あるものを貶して奴隸の列に加へること、負債の辨償し切れぬものを執へて奴隸とすること、父母がその子を賣つて奴隸とするなど、律令の成立などに關係なく早くから行はれたものに相違なく、凡そかやうなことの行はれたのは、一方に土地經濟が非常な勢で成長し、支配階級がますく奴隸を要求したことを物語るものでなくして何であらう。なぜとなれば、奴隸制度の處女性からいへば奴隸と貴族(若しくは自由民)との區別は血であつて、富の大小でない。血は絶対のものである。賣買や、辨償法や、贖罪法で奴隸が出来るといふのは、そもそも奴隸制度の癡季である。ローマでも奴隸が盛に賣買せられ、奴隸仕入の

爲の戦争が、企業の意味に於いて行はれた時は、奴隸制度の爛熟期で、その終末期が直ぐあとに續いて來たのである。

### 第四節 奴隸の需要から生ずる異種族との戦争

歴史の語る如く、日本民族は、崇神天皇の晩年から、仲哀天皇の皇后・息長足姫の三韓御控制に至るまで、韓民族と猛烈な存立競争を續け、遂にこれに打克つて九州の支配權を確實にした。著者はこれらの戦役の中には、息長足姫皇后の御征幸のやうに、戦争の紀事の判然と文献の上に現はれて居るものもあれば、又、垂仁天皇の任那御經營のやうに、その詳細の全く知り難きものもある。もちろん任那は都怒我阿羅斯等が來朝して救援を求めたから起つたことで、任那との間に戦争の必要はなかつたであらうが、任那を救援して日本府を建てる爲には、新羅・高句麗との戦争は當然避けられなかつたものと見なければならぬ。降つて景行天皇の筑紫御巡狩、日本武尊の東西御征旅、成務天皇の地方御經略、仲哀天皇の熊襲御親征、息長足姫皇后の三韓御控制と、四代二百三十年ばかりの間に起つた大事件だけを並べて考へても、日本民族の間に土地經濟が鬱勃として起り、各氏が一齊に奴隸の口數を増加しようとして競争して居た事情がよく分る。さうしてこれら數回の大戦役の結果、奴隸の口數は驚くべき勢で増加し、從つて土地の開拓も頗る大規模に行はれるやうになり、智能奴隸の價値はい

よいよ高まりつゝあつたのに反し、筋肉奴隸の價値はますく下落して、遂に奴隸制度がそれ自體に崩壊しなければならぬやうなこととなつた。

(註記) 古代日本で「たから」と呼んだのは土地や、貨幣のことではなく、人すなはち奴隸のことであつたといふ説は、著者が昭和四年十一月發行の『日本經濟革命史』で初めて世に發表したもので、誰の説をかりて來たわけのものでもなかつた。著者はたゞ、記・紀・その他の古文献を忠實に讀んで居る中に、さういふことをいはざるを得なくなつたので大膽にそれを發表したのであつた。もちろん、それは人間最初の私有財産が奴隸と家畜とで、土地や、貨幣でなかつたといふ學説の上からも、すらぐと演繹され得ることであるが、著者の説は演繹だけではなかつた。しかるにその後、偶然昭和二年九月發行の坪井九馬三博士著『我が國民國語の曙』中、常世族系の日本語に關する考證のくだりに、次の一節があつたのを發見して何ともじれぬ喜びにうたれたものだ。

後世の國語に於いては、國民を専らたからと申すは、上代の社會にありては、民衆の勞働力の他に富なく、國家は民衆を以て唯一の財源とし、ちから(力)を致すも、てがら(手柄)を建つるも、悉く皆、<sup>古今</sup>「男」のわざなれば、<sup>古今</sup>「男」の義なる一語より、「力」「功」「民」の意を現はした三部が出ましたのであります。

「男」のわざなれば、<sup>古今</sup>「男」の義なる一語より、「力」「功」「民」の意を現はした三部が出ましたのであります。(同書八九ページ)

日本經濟革命史が出版された翌年、すなはち昭和五年四月發行の『新興經濟』で、相守氏が喜田貞吉博士の『良賤民概説』中に、やはりおほみたからに關する解説のあることを擧げて、著者の解説と喜田博士の解説との異同を辨じ、著者が何故に喜田博士の説を從はむかを詰るやうな筆觸で、博士がその著作の中に

耕す仲間といふことであると推斷し、更にその根據として、  
やから(家族)うから(親族)はらから(同胞)ともがら(同胞)

日本紀には「良男臣をおほみたからのこ、良女臣をおほみたからのみのこ、良人臣をおほみたから、奴ををのやつこ、婢をめのやつ」と傍訓してある。……案するにおほみたからは大御田族で天皇の大御田を耕す仲間といふこと

であると推斷し、更にその根據として、  
やから(家族)うから(親族)はらから(同胞)ともがら(同胞)

の「から」が、すべて仲間の意味を現はしてゐることまで附加へて居ることを擧げた後、更に兩者の解説を比較して、博士は大化新制以前から天皇の御田を耕して居た良民だけを「おほみたから」と解して居るのに、著者(白柳)が良賤兩班を引くるめて「たから」と解して居るのは何故か。苟も「たから」のことに言及する以上は斯道の權威である喜田博士の説にも一應は、眼を通されたであらうにといつた。ところが實をいふと、不勉強な著者は、相守氏によつて初めて初めて喜田博士にそんな考證のあることを知つたのだ。もちろん、喜田博士の御説だからといつて別に神様の御宣託でもあるまい。罰が當つて居れば、この日本歴史が初版上市以來、重版又重版、十年の歳華を経て、依然その聲價を保ち、新刊書と同じ迫力を以て讀者の胸臆に祖國愛・民族愛・の情火を鼓吹し、こゝに全然その組版を新たにして讀者に見えるといふやうなことの有り得よう筈がない。しかも著者が偶然坪井九馬三博士の著書から、「たから」の語源が、常世族の一派であるペスア語の *Hanabat* (*Hago*) から來て居ることを學んだのは、相守氏の立言があつて幾分後のことだ。これで著者は喜田博士の御説が必ずしも歴史の神様の御宣託でないことを知つてほつと安心したわけであつた。

## 第二章 大化新制の綱領

### 第一節 改革の三大眼目

大化新制で古い血統的秩序と、新しく起つて來た經濟的秩序との衝突によつて、甚しい混亂に陥りかけた日本國家の組織が、大體次のやうに建直され、若しくは建直されなければならぬことを宣明された。さうしてこれら改革の目標はいふまでもなく、日本古來の血統的秩序と、新に形を成しつゝある經濟的秩序とを如何なる點で調和させて行くべきかといふ點にあつた。

#### 第一 土地の公收

大化二年一月、先づ詔して、從來代々の天皇の立てさせた子代の民、所々の屯倉・別・臣・連・伴・造・國・造・村首の所有にかかる部曲の民、及び所々の田莊を罷めさせた。すなはちその代りとして、大夫以上にそれゞゝ食封を賜ひ、官人百姓には布帛を賜つた。すなはちこの詔勅の中には、大小氏族の私領を廢することと、部曲すなはち智能奴隸を解放することが含まれてゐる。しかし土地の公有と、智能奴隸の解放とは、問題が全然別である上に、事情も頗る複雑で、到底兩者を同時に説明すること

は出來ぬから、先づ土地問題だけを説明し、次に奴隸問題に及ぶこととする。

かやうに諸氏の土地は、大化二年一月の大詔で、原則として國家の公田となり、その代りに、食封を與へられることとなつたけれども、土地を耕すものは、もとより人民であつて、朝廷が直接これに當るといふことは、實際に出来るものでない。そこで、班田教授の法といふものが定められた。

班田教授の法の行はれたことは、大化元年の詔勅(其三)中にも窺はれるが、その成文的に定まつたのは、大寶令の完成した時であるらしい。大寶令によると、土地は國家の公有であつて、一人一家の私すべきものでない。すなはち各戸六歳以上の男女一人に付、男は二段、女はその三分の二の割合で土地を割當て、六年毎に戸口を調査して、その間に六歳に達した男女があれば、それゞゝ一人分の土地を支給し、死亡したものがあればその土地を公收するといふのであつた。この男女一人前の土地を口分田と稱へた。

#### 第二 智能奴隸の解放及び筋肉奴隸の私有制維持

智能奴隸、すなはち朝廷のともべ、諸氏のかきべの解放は前項大化元年一月の詔勅中に含まれて居る。しかし當時の事情として各氏の富そのものであつた智能奴隸を解放させるといふことは、實際上餘程困難のことであつたものと見え、この改革の計畫者である皇太子・中大兄皇子は、同年三月率先してその部曲と屯倉とを朝廷に獻ぜんことを請ひ、奏して、『天に雙日なく國に二王なし。是の故に、天

下を兼併して、萬民を使ひ給ふべきは、唯天皇のみ。別に入部及び所封の民を以て、仕丁に簡び宛てんことは、前の處分に従ふべけれども、自餘以外、私に驅使せんことを恐る。故に入部五百二十四口、屯倉一百八十一箇所を獻す』と申された。かやうにしても、なほ智能奴隸の解放は容易に行はれなかつたものと見え、同年八月には、更に次の如くに詔勅が發布されて居る。

原夫れば天地陰く、陽にして四時をして相亂れしめず、惟るに此天地萬物を生す。萬物の内に人、是れ最も靈なり。最も靈なるもの、間に、聖人主となる。是を以て聖主の天皇は天に則りて御宇す。人の所を獲んことを思ひ、暫くも胸に廢てす。而して王の名名より始めて臣・連・伴造・國造・其品部を分けて彼の名名に別る。復た其民の品部を以て交雜して國・縣・に居らしめ、遂に父子をして姓を易へ、兄弟をして宗を異にし、夫婦をして更互に名を殊にせしむ。一家五分六割す。是によりて争競の訟、國に盈ち、朝に充ち、終に治を見ず。相亂るゝこと彌盛なり。舉を以て今御宇天皇より始め、臣・連・に及ぶまで、有する所の品部は宜しく悉く皆罷めて國家の民となるべし。其王名を假借して伴造となり、其祖名に襲據して臣・連・となるもの、此等深く情を悟らず、忽に是の如く宣する所を聞き、祖名を借れる所の名も滅すと思ふべし。是に由り豫め宣して朕が懷ふ所を聽き知らしむ。王者の兒は相續ぎて御宇せり。信に知る、時の帝と祖皇との名は、世に忘らるべからざるを。而るに王名を以て輕々しく、川野に掛け、名を百姓に呼ばる。誠

は畏るべきなり。云々。國の事は以て神事。則て相模。各々百濟の事ある。如

この詔勅で智能奴隸の解放といふことが容易に行はれなかつたことがよく分る。帝の御宇の旨次に注意を要することは、大化新制で、智能奴隸は解放せられたけれども、筋肉奴隸は反対に一層私有制を固くせられ、その貴族すなはち、氏人との混血を嚴重に取締られたことである。しかるに世には大化新制で奴隸全體が解放せられたやうに考へて居る人もあるやうであるが、それは大きな誤解で、大化新制は大氏跋扈の重大な原因の一である智能奴隸、すなはちともべ若しくは、かきべを解放もともべとともにやつことの私的從屬關係を絶たれたがやつこ若しくはやかべはこれを解放せず、反つてその差別的待遇を嚴重にされたのであつた。大化元年八月の詔に『良男良女生める子はその父に配し、若し良男の婢(賤女)を娶りて生める子あらばその母に配し、若し良女の奴(賤男)に嫁して生める子あらばその父に配し、兩家の奴婢の生める子あらば、その母に配せよ』とあるのは、新に解放された氏人の末班に加へられた智能奴隸と、從來の儘に差置かれる筋肉奴隸との身分を明かにし、その混血を防がうとされたものであつて、後に律令の基礎を成したものである。

されば、大化新制の後と雖、歴代の朝廷が良・賤・の區別を立て、その混血を防がうとして努力されたことは非常なもので、その説明は後章に於いて十分にこれを試ることとする。

### 第三 身分と官職との區別

日本の古制は一切の秩序が、血統(即ち身分)の上下を中心として成立つて居た。天皇が最高最貴の氏の上に在し、皇室を圍繞する大小の氏の上が、それよりその血統の秩序に従つて世襲的に國家の官職を受持つことになつて居た。さうしてこれを骨姓の制と稱へて居た。しかるに大化新制では、身分と大權との永久的に即いて離れぬものを天皇御一人に限り、他の氏の上は一切身分と官職とを區別した。すなはち從來、臣といひ、連といひ、伴造といひ、國造といひふ官職は、各氏の上はその才智力量に據の地位であつたが、大化新制によつて、身分と官職とが全然區別され、各氏の上はその才智力量によつて、官職的には如何なる身分の高い氏の上の上位にも坐ることが出来るやうになつた。すなはちこの改革によつて、初めて人材登用の路が開けた。但し、身分と官職とが區別されたからといって、それが新に解放された智能奴隸や、氏人、すなはち貴族の末班にまで及ぼされたものでないことは想像するに難くない。

この改革はその實際に行はれた程度がどれほどのものであつたかは分らぬが、今日からこれを見て實に立派な聰明な籌畫であつたといはねばならぬ。すなはち血統と大權との不可分的關係を天皇御一人に限り、他の貴族は悉くその身分と官職とを區別して人材登用の途を開いたといふことは、一面に於いて日本國家の古き秩序を皇室に残し、他の一面に於て成長し行く新しい社會的・經濟的・勢力に應ずる新しい行政組織を他の貴族の上に施行したものであつて大化新制の他の籌畫が總じて失敗に終つ

たとしても、この一つだけは時勢の進歩に順應して、偉大な效果を後世に遺したものと思はれる。

この制度は詔勅としては宣布されなかつたやうであるが、事實として先づ起り、大化五年二月に至り、十九階の冠を定められたことによつて法制化し、天武天皇が壬申戰爭後、八色の姓を定めらるゝに及んで完成したと見るべきであらう。その次第は、中大兄皇子を佐けて、この非常の改革に任じた中臣鎌足は、骨姓の上からいへば連である。又、蘇我倉山田麻呂は臣である。臣は連の上であつて、若し大化新制以前であれば鎌足は如何にしても、官職上蘇我氏の上に居ることが出来なかつたのである。しかるに大化新制で鎌足は右大臣の官に任せられ、蘇我倉山田麻呂は内臣の官に在つて、官職上鎌足の指揮を仰がねばならぬ關係が生じて居た。これより先、推古天皇の十一年、聖德太子が冠位十二階を定められたといふことがあつたが、それは單に支那・三韓・の制に倣ひ、血統の尊卑を代表する爲に用ひられた華飾に止まり、官職の上下を示す爲でなく、又、當時としては身分の外に官職の上下を表示しなければならぬ必要もなかつた。しかるに大化新制以後は上述の如き事實が生れた爲にまづその必要が生じ、大化三年に一種の禮裝として定められた七色・十三階・の冠制を、大化四年四月廢止して、五年二月十九階の冠を設けられた。これは同年同月、八省・百官・を設けられるに就ての必要から思立たさせたことであらう。これで官職の上下を表する冠制は定まつたが、身分の尊卑、すなはち血統の秩序を示す制度は未だ定まらなかつた。さやうなことも一部貴族の熾烈な不平を煽つて、壬申

戦争を爆發させたものであらう。天武天皇は壬申戦争が終ると直に八色の姓を定め、位階の外に貴族の身分を定め、後世授爵の濫觴をなした。

官職の高下を『位』で現はし、身分の尊卑を『爵』で示す制度がこの時に芽生えした。

## 第二節 改革の大眼目を實行すべき行政組織

大化新制の精神は、上述の三大眼目に盡きて居る。しかし、これを實行するには、それに應ずる行政組織がなければならぬ。完全な行政組織は、各種法典の完成に俟たねばならぬこともちろんであるが、いつの世でも非常の大改革は必ず法律規則に先行する。大化新制も先づ三大綱領を宣布し、その時々に詔勅を發して、簡単にその行政組織をきめて行つた。これは明治維新の場合と全く同じである。

### 第一 行政區劃を立て地方官を置く

前節の(第一)に説いた如く、大化新制によつて、全國の土地は大小氏族の手から公收されて、國家の管理に移された。それにつけて先づ必要なものは地方官である。大化二年一月、革新の大詔勅が発される前、すなはち大化元年八月を以て、東國に國司を置き、これに種々の事務を命令し、且つ豫め戒めて、國司の陥り易い弊害を禁遏された。(諸曲裏) 大小ノ凡の共督心くに戒め付丁。)

命令された事務の主なるものは(一)皇室御料の部曲及び大小氏族の共有にかかる家部を檢して、その戸籍を作る事。(二)田畠を檢する事。(三)その任地に於いて、皇祖以來代々の天皇によつて封ぜられた、分皇子、成務天皇の時に定まつた國造・伴造・縣主・稻置・等にあらずして土地の所有權に就き訴訟するものがあつた場合、或は詐つてその祖先以來この宮家を領し、この郡縣を治むるなど主張するものがあつた場合、國司はその言ふがまゝにそれを朝廷に稟申することなく、具にその實情を調査し、真相を審かにして後これを朝廷に申告すべき事。(四)閑曠の場所に兵庫を造り、國郡の兵器を收聚し、邊國の蝦夷と境を接するところには、盡くその兵を集めて、なほその本主に假すべきこと等であつた。

又、豫め禁遏された事項の主なるものは、(一)園地水陸の利を私すること。(二)國中の民の犯した罪を自ら裁判すること。(三)賄賂を取り、財貨を貪りて貧苦に泣かしむること。(四)上京の時多く百姓を従ふること等であつた。

又、國司の資格として許されたことの主なるものは、(一)上京の際國造の郡領を扈從せしむること。(二)公事にて往來する時、部内の馬に騎り、部内の飯を食ふこと。(三)長官は九人、次官は七人、主典は五人の從者を率ゐること等であつた。

國司の賞罰も初めは頗る簡単なもので、介より以上、善くその法を奉するものには、必ず褒賞ある

べし。法に違ふものはその位を貶し、判官以下、他の賄賂を取つたものには、二倍してこれを徵し、輕重に従つて罪を科すべく、從者の事でその制限に違つたものには、主従共に罪あるべしといふ位のところであつた。この時派遣された國司は、まだ東國と大和國とだけで、他には從來の國造・縣主・等がそのままに置かれて居た。

大化二年一月の大詔(其二)で、初めて行政區劃らしいものが定められ、從來の國造の中から性識清廉にして時務に堪へるものを選んで郡司に任ずることなどが定められた。從來の國造の中から郡司を取つたのは、もちろん一時の妥協策で、明治維新の時、一時舊藩主をそのまま、知藩事に充てたのと同じ事情であつたに相違あるまい。

始めて京師を修し、畿内の國司・郡司・關塞・斥候・防人・驛馬・傳馬・を置き、及び鈴契を造り、山河を定む。凡そ京は坊毎に長一人を置き、四坊に令一人を置き、戸口を按檢し、奸非を督察することを掌る。その坊令は坊内の明廉強直にして、時務に堪ふるものを取りて充てよ。里坊の長には、並に里坊の百姓の清正強幹なる者を取りて充てよ。若し當の里坊に人無くば、並の里坊に於て簡用することを聽す。凡そ畿内は、東は名譽の横河(伊賀國中郡)より以來、南は紀伊の兄山(伊賀郡)より以來、西は赤石の橘淵(播磨國明石郡)より以來、北は近江の狹々波の合坂山より以來を畿内の國と爲す。凡そ郡は四十里を以て大郡と爲し、三十里以下四里以上を中郡と爲し、三

里を小郡と爲す。その郡司には、國造の性識清廉にして、時務に堪ふるものを取りて大領・小領・と爲し、強幹聰敏にして、書算に工なる者を主政・主張・と爲よ。凡そ驛馬・傳馬・を給ふは、皆鈴傳符尅の數に依れ。諸國及び關には、鈴契を給ひ並に長官執れ。無くば次官執れ(其二)

大化新制で定まつた地方制度は大體上述のやうなもので、極めて概略的なものであつたが、天智天皇以後、追々に備はつて、大寶令に至り、やゝ完全に近いものとなつた。但しその律令としての完備が、必ずしも實際の完備を意味しなかつたことはもちろんである。

## 第二 戸籍を作り、班田收授の法を設け、租稅の法を定む

前節の(第一)に説いた如く、大化新制によつて皇室を始め、大小氏族の私有にかかる高級の智能奴隸は、すべて解放せられて、國家の公民として取扱はれることになつた。こゝに於いてかこれらの公民を検査して、戸籍に登録し、班田收授の法に基いて各人に口分田を授け、一定の租稅を徵收することはその結論として、國司・郡司の當然の任務となつて來た。この三つの行政事務に關して大化元年一月済發された大詔は次の如きものであつた。

初めて戸籍計帳、班田收授の法を造る。凡そ五十戸を里とし、里毎に長一人を置き、戸口を按檢し、農桑を課殖し、非違を禁察し、賦役を催驅することを掌る。若し山谷阻險にして、地遠く、人稀なる處には、便に隨ひて量り置く。凡そ田は長さ三十歩、廣さ十二歩を段と爲し、十段を町

と爲す。段毎に租稻二束二把、町毎に租稻二十二束とす。(其三)

舊の賦役を罷めて田の調を行ふ。凡そ絹・純・絲・綿は並に郷土の出す所に隨ひ、田一町には絹は一丈とし四町にて匹を成す。長さ四丈、廣さ二尺半。純は二丈として二町にて匹を爲す。長廣絹に同じ。布は四丈とし長廣絹・純に同じ。一町にて端を成す。別に戸別の調を收む。一戸に貲布一丈二尺、凡そ調の副物、鹽費も亦郷土の出す所に從ふ。凡そ官馬は、中馬は一百戸毎に、一匹を輸し、細馬ならば二百戸毎に一疋を輸せ。其馬を買ふ値は、一戸に布一丈二尺。凡そ兵は人身毎に刀・甲・弓・矢・幡鼓・を輸せ。凡そ仕丁は舊の三十戸毎に一人なりしを改め、五十戸毎に一人、以て諸司に充て、五十戸を以て仕丁一人の糧に充てよ。一戸に庸布一丈二尺、庸米五斗とす。凡そ采女くわめのは郡の小領以上の姉妹、及び子女の形容端正なるものを貢せよ。一百戸を以て采女人の糧に充てよ。庸布・庸米・皆仕丁に進ず。(其四)

この大詔中、班田教授の法に關しては、別に詳しい説明はないが、その大寶令に定められたところは、大體この大詔の渙發と同時に行はれたものに相違なく、概略は前節(第一)に述べた通りである。

### 第三 位冠及び姓序の制定

前節(第三)に説いた如く、大化新制によつて天皇御一人を除く大小の氏の上は悉くその身分と官職とを區別せられた。さうして最初に官等の定められたのは、大化五年正月で、同年同月八省百官の設

はりねど相前後して次に舉げた十九階の冠位が定められた。この十九階の冠位は純然たる爵等の表境で、身分尊卑に關係なく、官位の上下によつて、これを着用することを命ぜられたものである。古辨  
(一)大織冠 (二)小織冠 (三)大繡冠 (四)小繡冠 (五)大紫冠 (六)小紫冠 (七)大華上冠  
(八)大華下冠 (九)小華上冠 (一〇)小華下冠 (一一)大山上冠 (一二)大山下冠 (一三)小山上冠 (一四)小山下冠 (一五)大乙上冠 (一六)大乙下冠 (一七)小乙上冠 (一八)小乙下冠  
(一九)立身冠

しかるに位冠だけを制定して、身分の尊卑に關係なく、それを着用させたのでは、古來の門地を唯一の誇りとする貴族が納まらなかつた。これはちやうど建武の中興で、朝廷が賴朝の封朋を受けたむはゆる本補地頭から、かれらの唯一の誇りであつた『御家人』の稱號を奪つて、その代りに何も與へなかつたのと同じで、その不平が何程か壬申兵亂の破裂を早めて居る。そこで天武天皇は、壬申兵亂が熄むと、直に大小氏族の身分を正して、左の如き姓序を定めた。十九階の位冠を『官位』とすれば、これは正しく『勅爵』に相當するものであつた。しかし天武天皇が、この姓序を飽くまでも、國家の官職と切離して、かれらに世襲の特權を附與することをされなかつたのは、その聰明英邁を偲び奉るに餘りあるものである。この點に於いて、明治十七年伊藤博文が、議院制度を草創するに際し、華族の爲五階の爵位を定め、これを貴族院に列して、世襲の特權を附與するの制度を定めたのは、明治維新

後十有餘年間、何等の不平も、何等の苦情もなかつた身分と官職との區別といふ革新の大眼目を、一朝にしてその根柢から覆へした千載の恨事であつた。(戦前既にこの言を立つ)

天武天皇の制定せられた八色の姓序といふのは左の如きものであつた。

(一)真人 (二)朝臣 (三)宿禰 (四)忌寸 (五)道師 (六)臣 (七)連 (八)稻置

大業

### 第三節 改革に對する反動的勢力の崛起

建武中興に足利尊氏の叛があり、明治維新に西郷隆盛の亂があつたやうに、大化新制にも、壬申大戦争があつた。この戦争の表面に現はれた原因は、天智天皇の皇太弟で、天皇を輔佐して庶政の革新に偉功のあつた大海人皇子と、天皇の大漸に臨み皇太弟の推讓によつて御位に即かせた大友皇子(弘文天皇)との皇位繼承の争ひといふことになつて居る。又、『萬葉集』に收められて居る天智天皇と、皇太弟・大海人皇子との御作を引いて、御兩所と額田皇女との關係を、その主なる原因の一とする史家もある。しかしそれらはいづれも事實の一端を捉へたものに過ぎぬので、根本の原因是、大化新制により、古い血統の誇りと、それに伴ふ特權とを奪はれて不平満々たりし東國の豪族どもが、大海人皇子と大友皇子との御不和に乘じ、天皇の崩御を機とし、崛起してその既得の權利を恢復しようとしたことにあつたに違ひない。戦鬪は白鳳六年七月三日から、同月二十五日に及んで激烈を極めたが、竟

に大海人皇子の御勝利に歸し、弘文天皇は瀬田に破れ、長等の山前に於いて崩御となつた。

この戦争の結果として、從來朝廷を圍繞した舊勢力は殆ど全滅し、天武天皇は銳氣燐々たる東國の豪族どもを率ゐ、飛鳥の淨見原に新政府を組織することとなつたが、巧に豪族どもの心理を捉へ、八色の姓を立て、かれらの名譽慾を満足せしむると同時に、驟然として郡縣制度に應ずる法制の完成に努め、天智天皇の御遺業を繼承して、大化新制の弱點を補ふことに御成功遊ばされた。天武天皇の偉大は、その大化新制に不平満々たる豪族に擁立せられながら、土地を以てかれらに賞賜されず、八色の姓を立て、かれらにうつろなる満足を與へ、一方に大化新制的一大弱點である諸法典を完成されたことでなければならぬ。

### 第四節 法典の完成

大化新制に應する法典の完成は、天智天皇がまだ皇太子として、孝德天皇の下に、専ら革新の大業に傾倒して居られた時からの問題であつたに相違ない。されば天皇は御即位の後、群臣に命じて律令二十二卷を選ばせた。これを世に近江律令と稱へ、日本に於ける法典の濫觴とされて居るが、不幸にして世に傳はらぬ。天武天皇は、即位九年に至り、律令完成の急務を思立たせ、萬機を皇太子に委ね、専らその編纂事務に御潜心遊ばされた結果、翌年に至り、令凡そ二十二卷を完成された。持統天

皇の三年に至つて諸國に頒布されたものがこれである。文武天皇は即位四年さらにその修正を思立て、刑部親王・藤原不比等・栗田真人・等十餘人に勅してその事業を起し、翌年すなはち大寶元年に至つて初めて大成した。世に謂ふ大寶令律がこれである。大寶令律は令十一卷・律六卷・から成り、大體に於て天武天皇編纂の律令を以てその準據とされたものである。すなはち同年これを天下に頒布し、明法博士を諸道に派して講述衍義させた。

大寶令は皇室・政府・官吏・宗教・土地・戸口・租稅・軍備・教育・醫疾・等に關する重要な法令で、十一卷・三十篇・凡そ九百四十九條から成る頗る浩瀚なものであつた。大寶律は、今いはゆる刑法で、宮闈・關塞・の侵犯、官吏職務規律の違犯、戸口婚姻の非違、窃盜・擅興(兵力武器の濫用)・鬭訟・詐欺・等に關する制裁を規定したもので、六卷・十二篇・から成り、箇條は缺本があつてその數が明かでない。

その後元正天皇の養老二年に至り、太政大臣・藤原不比等が勅命を奉じて更にその補修に任じ、令律各十卷とした。世にこれを養老令律といふ。但し養老令律は、大寶令律の錯誤を修正し、衍闕を削補しただけで内容に變りはない。

律令が備はつた後、代を追つて格式も漸くに成つた。律令格式はもとより唐制の摸倣で、朝廷は初めから四者を完備させる積りで編纂に着手されたのであつたが、律令が先づ成り、格式は平安京時代に入つて漸く備はつた。すなはち格は代々の天皇が、律令の範圍内でこれを補充し、又は執行する必

要から發布された命令で、式は政府部内に於ける事務章程である。格式の著名なものは、弘仁年間に、大納言・藤原冬嗣の勅を奉じて選んだ弘仁格・弘仁式、貞觀年間に藤原氏宗等の勅を奉じて選んだ貞觀格・貞觀式、延喜年間に藤原時平等の勅を奉じて選んだ延喜格・延喜式・などであらう。

## 第四章 大化新制の批判

### 第一節 大化新制と舊制との妥協點

大化新制の長所と短所とに關しては、前節に於いて數箇所で批判の領域に筆を述べた。實は前節はその冷靜な平面的記述に止める積りであつたが、讀者の了解を容易にしようといふ老婆心から、それが我慢出來なかつた。従つてこの章に述べるところは、幾分前節と重複に亘る嫌ひはあるかも知らぬが、それは著者の癖として御幸抱願ひたい。

#### 第一 人民解放の不徹底

大化の新制により、全國の土地は公有となり、從來大小の氏族に隸屬した全國の人民は解放されたと歴史は語つて居るけれども、それは表面のことであつて、實際は土地も人民も殆ど舊制のまゝで、改革の精神は實際に殆ど行はれなかつたといつてよい。先づ人民の方から見るに、大小の氏に屬した貴族の子弟だけは、その身分の上下に關係なく、その才智力によつて、如何なる官職にも就くこと出来るやうになつた。世間ではこれを普通に人民の解放といつて居るが、それは前に述べた通り、

上吉の日本社會には貴族と奴隸と二つの階級より外になく、苟も氏の子に屬するものは、すべて貴族であつたといふ考へを當てはめて見て初めて首肯されることである。如何に大化新制が非常の大改革であつたとはいへ、昨日まで奴隸であつたものに大臣・大連・の職を許すわけもなければ、又許される道理もない。すなはち大化二年に全國の人民を解放して、ことごとく天皇の直轄としたといふのは、各氏の上の支配した氏の子達と、氏に屬した智能奴隸とだけで、それが最下級の筋肉奴隸にまで及んだわけではない。又、智能奴隸は解放されたからといつて官職に就くといふことは出來なかつた。しかし、それもこれも要は新政府にこれを強要するだけの實力がなかつたからで、一令を發し、一制を布く毎に大氏族の鼻息を窺ひ、戦々兢々として、たゞその怒に觸れざらんことをのみこれ努むる有様であつた。されば、啻に最下級の奴隸を解放することが出來なかつたのみならず、高級の智能奴隸と雖、戸籍の上でこれを氏の子と同列に置いただけで、實際の私的從屬關係は少しもこれを改めることが出來なかつた。これは家々の氏の子達とて恐らく同様であつたらうと思ふ。なぜとなれば、大化新制に於いては解放の大詔が渙發せられただけで、各人の自由と權利とを保證すべき法律が發布されて居なかつた。法律は發布されたとしても、新政府に法律を執行すべき兵力がなかつた。そこで人民は戸籍の上だけでは解放されたが、實際には氏の上の束縛を脱することが出來ず、私的從屬關係は依然として昔のままであつた。

## 第二 土地國有の不徹底

この弱點は土地の公有といふ方面にもあつた。全國の大小氏長からその私有の土地を没収して國家の公有とし、國に國司を置き、郡に郡司を派し、關塞・斥候・防人・驛馬・傳馬の制まで設けて地方制度を固め、他の一方に土地を沒収した大小の氏の上に對しては、私領にかへて食封を與へ、舊領の戸口に應じて朝廷に上納すべき庸・調の全部若しくは幾分を賜ひ、各戸に對しては人口に割當てて土地を貸與し、六年に一回これを改正することとした。しかし一面には（一）大化新制以前に歷代の天皇が地方に封じた國造の中、才幹あるものを擧げて郡司に任じ、又、（二）國造をして新に派遣した國司を監督せしむるなどの制もあつた。これはいふまでもなく國造の反抗を恐れた妥協政策で、若し新政府にしつかりとした兵力の準備があれば、かやうなことはせずともよろしかつたのである。

## 第三 大化新制と明治維新との比較

以上述べた新制の弱點は、明治維新的改革と比較して見るとその缺點がよく分る。大化新制の缺點を知るといふことはやがて奈良京時代以後、地方制度が弛廢して、更に新しい封建制度が萌芽するに至る徑路を知る上に、最も必要なことであるから、少し煩はしいやうであるがこゝに附加へてこれを敍述する。

大化新制が人民を豪族の手から解放して、國家の官職の前に平等の地位を與へたといふことは、平明

治維新と全く同じであつた。明治維新も人民を大名・小名の手から解放して、國家の官職の前に平等の地歩に立たせた。しかしそれと同時に、人民の私權即ち個人の自由と權利とを保障する法律を設け、大名・小名・が舊來の從屬關係によつて、個人の自由を束縛したり、個人の生命財産に危害を加へたりすれば、法律は直にその大名・小名・を罰することとなつた。西郷隆盛は王政復古の賞典に於いて舊主の上に位するに忍びずとしてこれを辭退したが、それは西郷の心持だけのことで、法律はこれを受けることを承認し、島津公がこれを妨げれば、法律は島津公を制裁するのである。大隈重信はその談話筆記『昔日譚』に於いて、大に藩主鍋島閑叟を罵つて居るが、法律は少しもその不臣の罪を問はず。若し舊佐賀藩士が、大隈の不徳に憤激して、危害をかれに與へたとすれば、法律は直にこれを罰する。かやうに明治維新は、大名・小名・とその臣屬・領民・との間に於ける從屬關係を絶つと同時に、法律を以てこれを保障したけれども、大化新制は唯、大詔を以てこれを命令されたのみで、その命令を活かして働く法律がなかつた。中大兄皇子を始めとして、新政府に立つ主なる人々が、率先躬行して範を大小の氏の上に示したけれども、各地方に於ける豪族どもの多數は、容易のことではその懇諭奨勵に従はなかつた。

## 第四 反革新的叛亂と新政府の兵力

次に大化新制の時、中央政府に兵力のなかつたことに就いて、これを明治維新的時と比較して見よ

う。大化新制といひ、明治維新といひ、非常の大改革には、必ず、地方的の叛亂が伴ふものである。例へば大化新制の後に壬申大戦争があり、又、明治維新の後に西南戦争及びこれに先立つた幾多の小叛亂があつた。これは非常の大改革が、必ず舊來の豪族から、その特權を奪ふ仕事である以上、止むを得ぬのであるが、一方からいふと新しい政府は、この地方的叛亂の試練に堪へて、かへつてよくその政府の基礎を固めてゆくのである。

明治維新の場合にしても、明治二年に、取敢ず版籍奉還といふことは行はれたものの、藩主は尙ほ、そのまま知藩事として舊領土を支配し、土地人民に對する關係は、少しも昔と異なるところがなかつたので、明治四年にいよいよ廢藩置縣を斷行して、改革の目的を徹底させようといふことになる。と、全國の大名・小名・を敵としても差支へないほどの兵力を用意してかゝらねばならぬ。それには薩・長・土・肥・四藩の兵力を以て、中央政府を固め、且ついつでも地方の叛亂を鎮壓し得るやうにして、置くことが必要である。そこで四藩の聯立政府が計畫せられ、東北平定の軍旅から歸ると木戸・大久保・の施措に平かならずして、飄然郷里鹿児島に辭去した西郷隆盛を上京させようとして、三たびまで勅使が差遣せられた。さうして西郷が出廬すると、その頃まで一介の青書生であつた大隈を參議に列し、板垣を加へて四藩の聯立政府が出來上つた。この政府の下に廢藩置縣の行はれたのは、四藩の兵力(薩・長・土・の陸軍及び肥藩の海軍)が中央政府の手に確把せられ、如何なる地方的叛亂に對しても

必ずこれに打克つことが出来るといふ見込が立つたからだ。しかしに大化新制は、明治四年の廢藩置縣によく似た仕事で、而も事情はそれより困難であつた。しかるに中大兄皇子と、藤原鎌足とが謀つて入鹿を朝に誅し、蘇我氏を亡ぼしたといふだけで、その頃すでに全國に蕃衍して居た、大小豪族の勢力を殺がうとかつた。徹底的に奴隸の解放を命ずることの出來なかつたのも、又徹底的に大小の豪族と私有地との關係を絶つことの出來なかつたのも、全く、中央に確乎たる兵力の用意がなかつたからである。しかも大化の新政府は、かやうに種々の點に於いて豪族の甘心を買ひ、種々の點に於いて舊來の制度と妥協をして置きながら、なほ且つ、壬申大戦争の悲劇を避けることが出來なかつたのである。

## 第二節 交通運輸機關と貨幣制度の不備

天武天皇の御努力は、法典の編纂に、兵制の確立に、専ら大化新制の弱點を補ふ上に傾注された觀があつたけれども、これを要するに姑息の彌縫に過ぎなかつた。國民の經濟生活が幼稚で、まだ郡縣制度を施行されるだけの實質の備つて居ないところに、外國の制度を輸入して、それを行はうとすることの無理は今も昔も同じである。郡縣制度が大化・大寶・兩朝の非常な努力にも拘らず、初めから實際に行はれなかつたのは、新政府に確乎たる兵力のなかつたのによることもちろんながら、それより

も根本的な、もつと第一義的な理由は、國民の實際生活が、まだ郡縣制度を施行されるまでに成長して居なかつたことである。試みに明治維新を見よ。維新の改革の成功したのは、遠く室町時代に發芽した貨幣經濟が十分に成熟して、都市に於ける大富豪階級の勢力が鬱然として形を成し、舊い封建社會の基礎工事は、殆ど全く用をなさないまでに腐れきつて居た。しかるに大化新制の場合を見よ。郡縣制度が完全に行はれる爲には、先づ中央と地方との間に、相當運輸交通の便の開けて居ることを必須條件とする。例へば租稅を輸送するにしても、地方官がその任地と中央との間を往來するにしても、運輸交通の便利が或る程度まで開けて居るといふことの必要は何人が考へても直に分る問題だ。それから最も重要なものは貨幣經濟である。わが國に元明天皇の和銅年間、貨幣の鑄造されたのは、遣唐使及び遣唐留學生御發遣以來、年毎にわが國に流入する勢の甚しきを加へつゝあつた唐錢を驅逐する必要もあつたであらうが、それは京畿地方に限られた一部の問題であつて、大體の上からいふと郡縣制度の施行に促された結果と見るのが妥當であらう。要するに貨幣はまだ實際に國民生活の進歩がこれを要求したのではあるまい。豪族を制する手段として郡縣制度が直譯的に輸入せられ、その郡縣制度を成立たせる爲に國民の夢想もせね貨幣が先づ鑄造せられたことを思ふと、猶に小判の比喩が悲惨なほど、しつくりとこの場合に當てはまるではないか。朝廷は奈良京時代から平安京時代にかけ、錢の使用を獎勵されたが、人民は振り向いて見ようともしなかつた。果ては賞を懸け、官位を授けてま

でも錢を融通させよ、としたけれども、それは纔に京畿の内に行はれたぐらゐのもので、一般からは寧ろ厄介物視せられる有様であつたといふことは、われくが何故に、折角の大化新制が完全に當時の日本に行はれなかつたかといふことを考へる上に、最も重要な材料の一つでなければならぬ。

### 第一 交通及び運輸機關の不備と都鄙の隔絶

『土佐日記』は延長八年土佐守として赴任した紀貫之が、承平五年任期満ちて、京都に歸った時の紀行を女人の體にしてものしたものである。この日記によると、貫之は十二月二十一日に土佐の國府を出發し、翌年二月十六日、京都に着いて居る。この道中五十八日、淀川の河口から山崎(河陽)に溯り、京都に入るだけに十日を費して居る、今その旅程を摘記すると次の如きものである。

(一) 國	府	(土佐國長岡郡)	
(二) 大	津	(土佐國長岡郡)	一泊
(三) 浦	戸	(土佐國吾川郡)	一泊
(四) 大	湊	(土佐國香美郡)	十泊
(五) 那	波	(土佐國安藝郡)	一泊
(六) 室	津	(土佐國香美郡)	九泊
(七) 土	佐	(阿波國板野郡)	二泊

（同上）  
（同月三十日まで）  
（正月八日まで）  
（正月十二日より）  
（正月二十日まで）  
（正月二十九日より）

(八) 田無川	(和泉國泉南郡)	二月朔日	の曉著
(九) 小津	(多奈川 和泉國泉北郡)	二月五日	夜
(一〇) 川尻	(大津附近?) (攝津國西成郡)	二月六日	著
(一一) 鳥養御牧	(攝津國三島郡)	一泊	
(一二) 宇知野	(鳥養上 中同)	一泊	
(一三) 山崎	(山同 上)	二月八日	夜
(一四) 京	四泊	二月十日	夜
		二月十二日より 二月十五日まで	
		二月十六日	

(註) 泊と泊との間に日の経過せるは、海上の碇泊若しくは航海中と知るべきである。又大湊は土佐國長岡郡三里村又は十市村の内であらうとの説も可成り有力である。

なほ貫之が在任中、厳しく海賊を追捕したので、途中その報復を受けるやうなことはないかとひどく怯えたさまは、左の記述によつてもありとくと知られる。以て當時海上が如何に不安であつたかを知るべきである。

二十三日、日てりて曇りぬ。この邊海賊のおそりありといへば、神佛をいのる。二十四日昨日の同定所なり。船廻りづきまじむ。船廻り申す事あることか。  
二千五百石櫓取等の、北風あもといれば、船ひださず。海賊追ひ立といふ事、絶え難きに。

二十日、まことにやあらん。海賊追ふとひへば、夜半ばかりより船をむだして漕ぎくる道になむけまる所あり。櫓取して幣たてまつらするに、幣の東へければ、櫓取の申して奉ることは、この幣のちるかたに、御船速にこがしめ給へと申したてまつる。

三十日、雨風ふかず。海賊は夜ありさせざるなりと聞きて夜半ばかり船を出して、阿波の水門を渡る。夜ながなれば、西東も見えず、男女辛く神佛を祈りて、この水門を渡りぬ。寅卯の時ばかりに奴島といふ所を過ぎて、田無川といふ所を渡る。からく急ぎて和泉の灘といふ所に至りぬ。

今日、海に浪に似たるものなし。神佛のめぐみ、恤に似たり。けふ、船に參りし日よりは數ふれば、三十日あまり九日になりにけり。今は和泉國に來ねば海賊もものならず。

『更級日記』は菅原道眞六世の孫に當る。右中辨菅原孝標の女のものした日記である。書中に天喜頃のことが記してあるので、後冷泉天皇の晩年の作とされて居る。この日記の筆者は父の任地である上總の國府を九月三日に門出して、今立といふ所に移り、同月十五日に今立を立つて、十二月二日京に入つたとあるから、九月十五日から數へても七十九日、九月三日から數へると九十一日かつて居る。途中、足柄山を踰えた時のことが、次のやうに記述されて居る。

足柄山といふは、四・五・日かねて恐しげにくらがりわたり。やうく入りたつ麓のほどだに空の氣色はかぐしくも見えず、えもいはず茂りわたりて、いとおそろしげなり。月もなく暗き

夜の間に惑ふやうなるに、あそび三人、いづくよりもなく出でたり、五十ばかりなる一人、二十ばかりなる、十四・五・なるとあり。庵のまへに傘させて居るたり。男ども火を燈して見れば、昔こばたといひけんが、孫といふ髪いと長く、額いとよくかゝりて、色白くきたなげなく下、さもありぬべき下仕などにてもありぬべしなど、人々あはれがるに、聲すべて似るものなく、空にすみのぼりてめでたく、歌をうたふ人々いみじうあはれがりて、けぢかくて人々もて興するに、西の國のあそびは、えからじなどいふを聞きて、難波わたりにくらぶればと、めでたく歌ひたり。見る目のいときたなげなきに、聲さへ似るものなく歌ひて、さばかり恐ろしげなる山中にたちて行くを、人々飽かず思ひて皆泣くを、幼き心地にはまして、この宿をたんことさへ飽かずいぼゆ。また曉より足柄を越ゆ。まいて山の中の恐しげなる事、いはんかたなし。雲は足の下にふまる。山のなからばかりの木の下のわづかなるに、葵の唯三筋ばかりあるを、世はなれて、がる山中にしも生ひけんよと、人々あはれがる。水はその山に三所に流れたる。辛うじて越え出て、關山にとまりぬ。こわよりは駿河なり。

しかもこれらは、いづれも平安京時代のことである。況して奈良京時代以前に於ける都鄙の隔絶は果してどんなであつたらうか。京都を發する時こそ國司であるけれども、一たひ任地へ赴任して了つたが最後、朝廷の命令・論告・物かは、全く獨立國の王者にひとしく、恣に公民を使役し、公田を横

領し、任期が満ちても容易に歸らうとはせず、果ては古の國造・縣主・と同じくその地に割據して新任の國司の入國を拒むに至つたことに何の不思議があらう。

## 第二 貨幣制度の未完成と郡縣制度の施行難

交通の發達と、貨幣經濟の進歩とは、互に因となり果となつて際限なく人間の生活様式を革めて行くものである。交通が發達して旅行が安易に行はれるやうになればなるほど、人が貨幣の便利を知るやうになる。大化新制の失敗した二つの重大な原因として、著者は交通及び運輸機關の不足と貨幣制度の不備とを擧げた。天武天皇の時に著手せられ、文武天皇の時に至つて大成した大寶令・大寶律に、郡縣制度の施行に必要な、有らゆる制令刑律が形を具へて居るけれども、唯一つ貨幣に關する制度が定められて居ぬ。貨幣制度と郡縣制度との間に密接の關係があることは、その邊境僻陬の土地から、中央政府に輸送せらるべき租稅の關係から推して考へてもよく分る。すでに國司・郡司の往来に必要な交通さへも不十分で、下達上申ともに夥しい日子を要する上に、公民から徵收した租調を輸送すべき機關もなく、簡便にこれを中央の大藏に納入すべき貨幣制度も備らずとあつては、折角の郡縣制度もその實がどこにあるのか分らぬやうなものになつてしまふのも當然のことである。さればわが國でも貨幣の必要は、大化新制後間もなく感ぜらわ、唐錢の輸入された形跡も著しい。但し鑄造のことは持統天皇の頃から漸く朝廷の問題となり、鑄錢司などいふものも置かれたが、その始めて鑄造され

たのは明かに元明天皇の御宇である。元明天皇の和銅年間初めて貨幣鑄造の舉のあつたのは事實であるが、それが國民生活の要求に應じて生れたものでなかつたことは、その後朝廷がこの貨幣を流通させる爲に、久しい間非常な苦心をして居られたことから考へて見てもよく分る。或は官位を授け、賞を懸けるなど、有らゆる手段を盡して貨幣の使用を獎勵されたけれども、俗にいふ猫に小判で、人民はこれを顧みようともしなかつた。初めに銅錢と銀錢とが鑄造せられ、人民が銀錢のみを珍重するので、銀錢は間もなく停止されたが、養老の頃には復活して淳仁天皇の寶字四年には銅錢・銀錢・を新鑄した外に初めて金錢も鑄造された。但し金錢は、この時以後貨幣としては絶えて鑄造せられず、近世紀の初めに至つて漸く定まつた形に鑄造せられるやうになつた。銀錢も金錢と同じく、初めはその材料を外國に仰いだものらしく、鑄造された高も極めて少量であつたが、これは人民が貨幣としてよりも、むしろ寶として珍重する傾きがあり、銅錢の通用上、妨げとなることが少くなかつたものと見える。平安京時代に入ると東西に市座いちざが起り、都人の一部には貨幣の利便が漸く認められて來たやうであるが、一般にはまだ稻・綿布・絹布等の商品貨幣が主として行はれ、歩一步都門を出ると、貨幣は殆ど通用しなかつた。

元明天皇の和銅元年『和銅開寶』が鑄造せられてから、村上天皇の天德二年『乾元大寶』けんげんたいほうが鑄造せられるまで、朝廷は前後凡そ十二回に亘つて銅錢の改鑄を行ひ、改鑄毎に新錢の價を舊錢の十倍として物

價の急激な變動を防いで來た。もちろん唐制を學んだものである。しかるに清和天皇の貞觀以降は、銅の缺乏が漸く甚しく、『乾元大寶』に至つて遂に鉛を用ひ、惡貨を鑄造するに至つたので、人民の錢を嫌惡することますく甚しく、折から勃興しかけた宋との通商貿易につれ、宋錢が滔々としてわが國に入り、朝廷の鑄錢司は全くその用なきに至つた。

## 第五章 大化新制によつて確立された日本民族

### 永遠の政治理念

#### 第一節 孝徳天皇及び中大兄皇子

皇極天皇の即位四年(大化元年—西紀六四五五年)六月、蘇我入鹿が誅に伏すると、天皇は直に御位を御弟・輕皇子に譲らせた。これを孝徳天皇と申し奉る。順序をもつていへば、この際入鹿誅戮の殊勳者たる中大兄皇子が、皇位を繼承するのが當然であつた。皇極天皇も亦中大兄皇子に御位を譲らうとされたのであるが、皇子の前途にはなほ幾多の改革事業で、皇子の御手を煩はさねばならぬものが横はつて居た。中大兄皇子は中臣鎌足の言に聽き、非常の大改革を行ふ上に最も便宜な地位として○ノミノミほ當分は孝徳天皇の下に皇太子として立たせたのであつた。

中大兄皇子が孝徳天皇を戴いて大化の革新を斷行した以前の日本國が、如何なる状態に在つたかは、既に本書第三篇・第一章(本書第三九三—四〇三ページ参照)に詳しく述べて置いた通りである。すなはち蘇我大臣が朝廷に威を擅にして惡逆を働いたといふのも、要は骨姓制度の弊の極まるところでも、

これを根本的に改革せんには、朝廷に跋扈する一人の入鹿を誅戮したくらゐでは全く駄目であつた。畢竟は地方に割據して朝廷御料の諸部民を私有し、驕僭の限りをつくして居た大氏族の長を制することにあつた。それには從來の骨姓制度を改めて郡縣制度を施行し、國家の支配權を中央政府の手に收めるより外に途なしと考へられた。しかもこの時にあたり支那風の郡縣制度を深く中大兄皇子と鎌足とに吹込んだものは、當時の歸化僧にして兩人の師事した南淵請安であつた。又高向玄理たかむくのくろよしらそうひん・僧旻・の如き歸朝留学生も、新政府の顧問として獻策するところが多かつた。

#### 第二節 國家の改造理念として見た原始佛教及び原始儒學

聖德太子が取入れて私的生活の規範とし、又國家改造の理念とされた佛教は大乘佛教であつた。大乘佛教のことは本書で詳しく述べて置いたやうに、釋迦直說の根本佛教を、整然たる哲學的理論によつて肉づけたもので、第二結集以後、凡そ六百年ほどの間に、佛教が婆羅門教の極めて卑俗な方面と妥協して、動ともすると釋迦本來の精神を失はうとするのを、その根本教理の上に取返すと同時に、どんな深遠な、幽玄な懷疑思想の挑戦にも堪へ得る立派な哲學的の保革工事を加へたものであつた。(本書第三九三—三六一ページ参照)

聖德太子はこの大乘佛教の教義を理念として、日本のカーストである骨姓制度の改革に着手遊ばさ

れたのだ。しかし、それを以つて、直に太子が佛教を政治の殿堂に取入れようとしたものと解釋するのは速斷にすぎる。聖徳太子の十七憲法は必ずしも政治の綱領といふべきものでなかつたことは前にも述べて置いた通りだ。それは、むしろ當時の氏の上達を戒飭し、私的生活の規範として下されたものと見るべきであらう。

が、それにしても十七憲法中、佛教から取入れた理念と見るべきものは、第二條に

ニニ曰ク、篤ク三寶ヲ敬セヨ。三寶ハ(\*佛・法・僧・をいふ)則チ四生ノ終歸、萬國ノ極宗ナリ、何レノ世、何レノ人力、コノ法ヲ貴バザラン。人尤モ惡ナルハ鮮シ。能ク教フレバ之ニ從フ。ソレ

三寶ニ歸セザレバ、何ヲ以テカ枉レルヲ直サン(\*著者註)

とある一箇條だけで、他の十六箇條は佛教の理念といふよりも、むしろ儒學の理念といふ方が當つて居る。すなはち支那の易理を以て君權を説き、全國の土地・人民・を擧げて皇室の支配に歸すべきものとし、強く血統的封建制すなはち骨姓制度の弊害を指弾して居られるのだ。世間では聖徳太子といふと佛教、佛教といふと聖徳太子を聯想するがこの著者を以て見ると、聖徳太子は、佛教と儒學とを、ちやうど馬術の名人が手綱を捌くよりも見事に取捌いて居られる。假に太子が長命におはして、中大兄皇子を俟たず大化新制を斷行されたとしても、太子は決して佛教を政治の殿堂には取入れられなかつたであらう。大化新制の根本である郡縣國家の理想はすでに太子の十七憲法の上に、溢れるほ

どに盛られて居る。しかもそれは佛教の教理とは何の關係もないことだ。

すなはち中大兄皇子の大化新制は、聖徳太子の十七憲法から第二條を除いて、自餘の箇條を悉く實行にうつしたものだといつても、決して大なる不都合はないのだ。外に推古天皇の御即位十五年に至り、聖徳太子が初めて隋と交通を開かれたのは、表面、佛典直輸入の爲といふことになつて居るが、(扶桑略記・水鏡)雄略天皇の頃から歴朝の惱みぬいて來た三韓殊に新羅御控制の必要上からも、差迫つて居た國家改造の必要上からも、もつと深遠な、複雑な目的が包藏されて居たものに違ひない。推古天皇の十六年九月、妹子を送つて來朝した斐世清以下十二人の隋使が歸る時、それに附して更にかの國に遣はされた大使をのいもこ・小野妹子せうし・小使かつしのを・吉士雄成ヨシジウヂル・通事くわうじ・鞍作福利くらくわくのそり・等の一行にそへて倭直福因ヤマトアタヒロフクイ・奈羅譯語惠明ナラヨクヨウエイム・高向漢人玄理タカヒカルヒンセンリ・新漢人大國シンカンノオカク・新漢人僧旻シンカンノソウモン・南淵漢人請安ミナヅハノアヤビトシヤウアン・志賀漢人惠隱シガハノエイモン・漢人廣齊カントウジの八人が留學生として簡派された。

これらの留学生が、やがてお土産として隋から日本に持ち歸つたものが、果して佛教の經典だけであつたか。中大兄皇子の大化新制は、實にこれら八人の留学生の中、南淵請安・僧旻・兩人を顧問として、一切の計畫が進められて居るのだ。この點から考へても、中大兄皇子の大化新制は、聖徳太子の遺業繼承であつたといふに何の故障も起りさうな筈がない。

そもそもその筈だ。佛教といひ、儒學といひ、その原本理念に於いては頗るよく似たものだ。いづれ

推古天皇の時來朝した百濟王の子・阿佐の筆と傳へられる聖德太子の像、原圖には左右に侍童が立つて居る。本圖は集古十種からとつたもので、それが省かれて居る。わが國最初の繪畫で、現に御物となつて居る。



(峯武多國和大)  
藏所社神山談 像 足 鎌 原 藤

第五章 大化新制によつて確立された日本民族永遠の政治理念

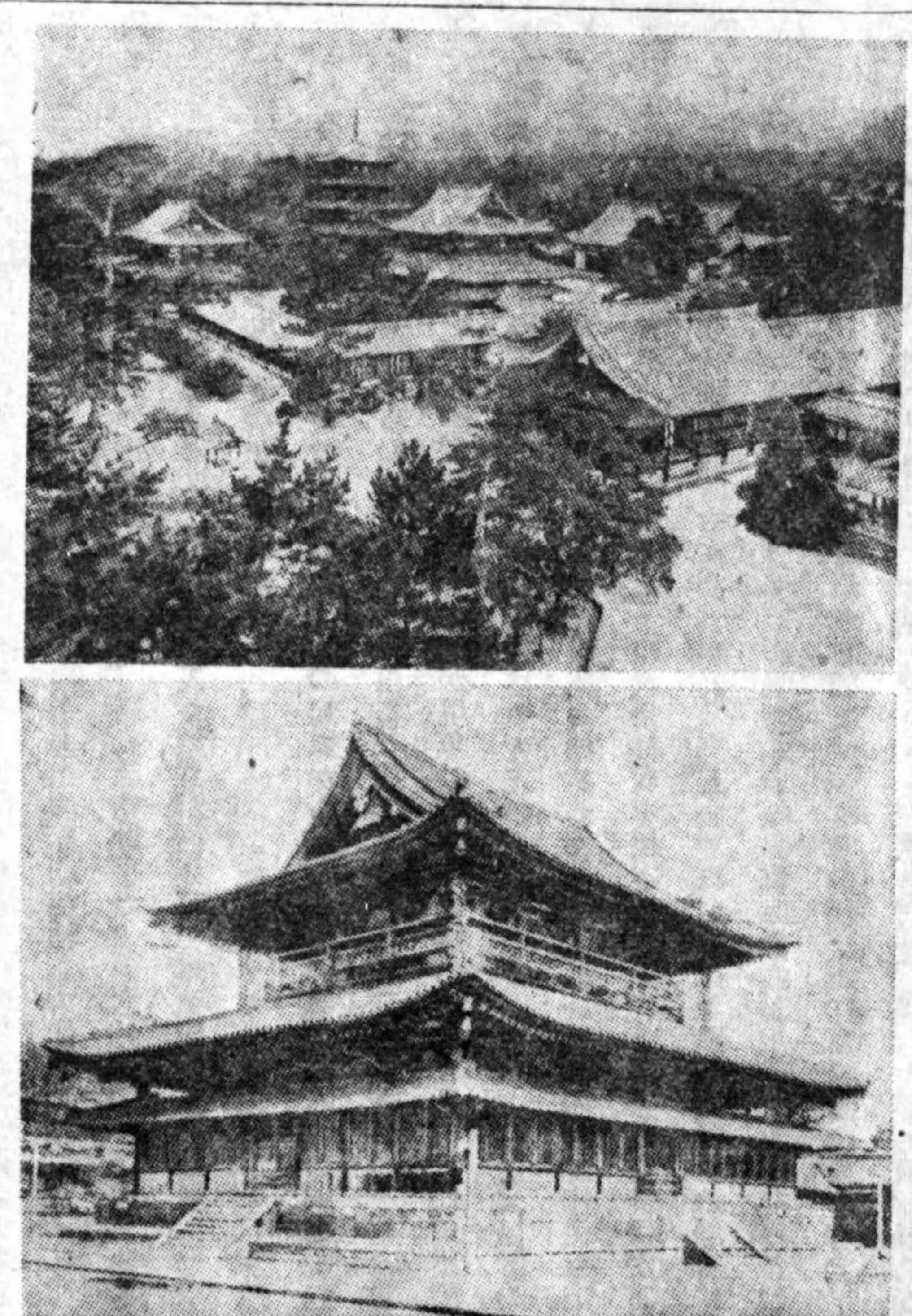
四四六



(上圖) 元、攝津國中山寺所藏の聖德太子像。太子十六歳の時の御像と傳へられて居る。



(下圖) 元、大和國極樂院所藏の聖德太子像。太子二歳の時の御像と傳へられて居る。



古推は宇三の・門中・婆塔・堂金・中寺。景全寺隆法國和大（圖上）のものふ傳、まのそ體大を觀舊の時當建創于太德聖年五十の皇天。容偉の堂金上同（圖下）。るあで力有が説のと

も人間の世間的行實に重きを置き、衆生の福祉と、世間の利益とに關係のない觀念の遊戯、理論の鬭争に、一身一個の安心立命だけを期する空虚な形而上の思索生活を力排した點に於いて、びたりと一致する點がある。聖德太子の佛教理念による、國家改造計畫が、中大兄皇子の王道思想による國家改造計畫に改められたといふことは、白い壁が黒く塗りかへられ、木造家屋が鐵筋コンクリートに模様がへされたほどの變更ではなかつたのだ。

もちろん、苟も宗教と名のつくものは、その起原からいつても、靈・肉・二元の輪廻説に墮し易いことは、敢て佛教の場合に限らぬのだ。人生に生・老・病・死・の四苦の伴ふかぎり、それは世界人類の傳統であるといつてよい。西洋ではプラトーンが現象の世界、経験の世界以外に、劫久不變の世界すなはち觀念の世界を求めてから、近代に及んではカントのしかつめらし、『物それ自體』の説明に至るまで、人間は傳統を破らうとしては新しい傳統の殻をつくり、新しい傳統の殻が出來たといつては、更にそれを破らうとする。もし、聖德太子の大乘佛教を根本理念とする國家改造計畫が實行されたと假定して、聖德太子の抱懷されたやうな、聖い、美しい、原懶眞摯な政治精神が太子の後、いつまで保持されることが出來たであらうか。すでに聖德太子の佛敎理念による國家改造計畫が、中大兄皇子により、一層日本風に、一層現實的に大修正を加へられてさへ、奈良京時代に入つて、僧・道鏡が現はれ、僧・玄昉が出て、日本の國體をさへ危くせんとして居るのだ。若し太子の國家改造計畫が實現さ

れ、假に道鏡・玄昉の如き逆徒の不逞が行はれなかつたとしても、誰が日本に源頼朝の鎌倉幕府に代つてローマ法王廳の如きものゝ出現する勢を掣止することが出来たであらうか。

想、すなはち政治・經濟・思想による國家改造計畫に修正されたといふことは、日本國にとつては實にこの上もない幸福であつたといはねばならぬのだ。

すなはち、大化の革新こそは、一面に於いて人類共通の古制である骨姓制度の大改造であつたと同時に、又、他の一面からいへば日本精神の確立でもあつたのだ。

### 第三節 日本民族と哲學的思索

いはゆる哲學者、いはゆる宗教家の中には、日本民族の思索生活が、いかにも淺薄で、殆ど哲學らしい哲學のないことを、民族性の一つの著しい缺陷として慨歎して來た人が少くない。例へば或る佛教哲學者はいつた。平安京時代に入つて現はれた『今昔物語』の大部分は佛典の説話を翻案したものであるが、本來はもつと哲學的含蓄の深い、幽玄深奥な比喩譚である。それが日本人といふ陽氣で、薄っぺらで、事物の皮相以外には何も見ることの出來ぬ民族の手にかかると、あんな味も、にほひもない澹々水の如き素話となつてしまふのだと。

だがこの著者にいはせると、この佛教哲學者の考へ方は間違つて居る。どんな形而上の、どんな抽象的な、幽遠玄妙な理論でも、一たび日本人の手にかかると、人生の進歩・社會の福祉・と沒交渉な傳統の殻がきれいに打毀されてしまつて、生一本の素材に還元されてしまふ。そこに日本人の特色があるのだ。それが日本精神もしくは日本思想の精髓であるのだ。

この關係をもつと分り易くいふと、かういふことになる。インドのやうな、自然の環境の下に釋迦のやうな思想家のうまれたといふことは、むしろ一つの奇蹟だ。二千年に一度あることか、三千年に一度あることか、或は盡未來際再びないことか、それは分らぬ。それは孔子の場合に於いても同じことだ。孔子のやうな單純な、簡素な、原慈な、眞摯な、經世濟民の思想が支那のやうな國土にうまれるといふことは、むしろ例外だ。その例外は三千年の例外か、四千年の例外か、或は未來永劫の例外か分らぬのだ。

ところが、日本人が根本佛教にかへり、原始儒學にかへるのは、ちやうど、赤ん坊が母の乳房にかかるやうなものだ。根本佛教も、原始儒學も、日本國に渡來し、日本人の手にかかるてはじめて意義があるのだ。

インドでは佛教が、釋迦によつて唱道せられた、太初の形態を維持しようとしてどんなにつとめても、周囲の自然と、それに支配せらるる社會狀態とが、それを許さぬのだ。歩一步、超自然的な、威

嚇的、神祕的、形而上的、靈・肉・二元的な婆羅門教の教理へともどつてゆくのだ。その婆羅門教の最も威嚇的な、超自然的な方面と妥協したものが、第二結集後六百年間の卑俗佛教であり、最も簡素純朴な釋迦本來の精神に立戻つたばかりでなく、最も高尚な哲學思想によつて肉づけられたものが大乘佛教である。

儒學とてもその通りだ。孔子の說いたやうな純朴な、簡素な、世間的な、實際的な、經世濟民の道が、支那の自然と、その自然の支配をうける支那の社會とに、すらぐと容れられさうなわけがない。孔子が一生不遇で畢つたのも畢竟はそれだ。

孔子の說が思・孟によつて理論づけられ、追々に抽象化されて來ると却つて、支那人に受容れられ易くなつて來る。若しそれ、老・莊・の虛無思想・懷疑哲學・となつては、支那の自然と社會とからいつて、むしろこの方が、支那人本來のものではないかと思はれるほどだ。

佛教が渡つて來て、さらぬだに抽象化し、理論化して居た支那の儒學がいよく哲學臭くなつて來た。支那人の本來からいへば、佛教の哲學的半面は、『待つて居ました』といふところであつたらう。儒學は直に佛教と握手提携して程・朱・の學を生み、更に陸・王・の思想を孕んだ。

もちろん、人生には生・老・病・死・のたえざる威嚇がある。この威嚇の前にはどんな世間的な、實際的な、又、どんな陽氣な、快活な民族にしても一たびはきつと深刻な懷疑思想に陥らざるを得ぬ。そ

れは世界にあまり比類のない幸福な自然の環境にめぐまれて居る日本人の場合にしたところで同じことだ。すでに一たび疑へば、われくの五官を通じて脳裡に映する森羅萬象が果してほんとのものかどうかが、あやしくなつて来る。柳が緑でなく、花が紅でなく、無が必ずしも無でなく、有が必ずしも有でないとすれば、われくはそもそも何を頼んでよいか。この變化流轉する森羅萬象の外に、もつとしつかりと動かぬ世界、永劫不變の實在に行きつくまで努力精進しなければならぬ。

智識をつくし、靈能をつくし、疑つてく、疑ひぬいた上に、しつかりとしたものを擱まねばならぬ。それもわるい理くつではない。さうして把握し得た信仰でなければ、砂上の樓閣だともいへるだらう。永劫から永劫へ、不斷に人生を脅かして居る生・老・病・死の四苦にして滅せざる限り、靈智・靈能・をつくして、その上にがつちりとした信仰を築くことの必要は、民族性を超越した問題だともいへるだらう。著者も強ちに反対はせぬのだ。日本人だからといつて何も遠慮することはない。さういふ傾向を持つた人は、日本人の中にも少からぬことであらうし、それに向つて進みたい人は遠慮なく進むがよい。

だが、どんなに深く人生を穿ち、どんなに遠く世界をきはめたところで、落ちつくところは自分と世間との關係だ。どう生きてゆくことが、人間として最も有意義であるかといふことだ。靈智・靈能・の限りをつくして考へぬくが、その考へること、そのことにねうちがあるのではなく、考へぬいて再

びもとの俗世間に立戻らて來るところにねうちがあるのだ。人生が若し理論だけであるならば、その人生には進歩がない。社會が若し思索だけであるならば、その社會には發展がない。人生は行實でなければならぬ。社會は有機體でなければならぬ。一切の理論・一切の思索・は人生の進歩・社會の福祉・の爲にのみ存在の意義を有するのだ。

#### 第四節 根本佛教及び原始儒學の保姆としての日本民族

インドには釋迦が出た。釋迦以後、理論に於いてはもつとく深遠な、幽玄な哲學者が澤山に現はれて居る。しかし、インドは再び釋迦に立戻ることが出来なかつた。いひかへれば、インドには歴史の上に人生の進歩が見られぬ。社會の發展が見られぬ。ヒンズウのカアストは四千年の昔も、今日も全く同じきある。曾て手車で紡がれ、手機で織られたインドの粗糙な綿布が、ランカシヤイアの小ぎつぱりとした紡織となつて、吠舍や、首陀羅の地位が少しでも改善されたか。クマアリラや、シヤンカラーアーチヤリアの深遠幽玄な哲學が、インドの民生の幸福と没交渉であつたことがよく分る。印度は釋迦をうんだが、釋迦に復歸することが出来なかつた。

それは支那に於いても、同じことである。孔子の學問は支那の自然と、それに支配せられる支那人の社會生活には、あまりに簡素・純朴・に過ぎた。あまりに明晰原懲に過ぎた。孔子はその生前すでに

世に容れられなかつた。老・莊・の懷疑、程・朱・の歸納、陸・王・の演繹、孔子の學說とくらべて見ると、いづれにもせよ、大した進歩だ。だが、それは哲理としての進歩であり、研究方法としての發展ではあるが、それが漢民族全體の社會的進歩・國家的發展の上に、どれだけの貢獻をしたか。いひかへれば、かれらはさうして學理の蘊奥を極め、哲學の玄扉はひらいたものの、そこから今一度、原本の孔子に立戻ることを忘れてしまつた。漢民族の社會的進歩・國家的發展が、その時から停頓してしまつたのだ。

ところが日本の思想界はどうか。

日本の思想界は、インド・支那の思想界とちやうど反対のコースを取つて進んで來て居る。日本はインドの根本佛教・支那の原始儒學の爲に用意された天然の避難地・安息場であつたといつてもよい程に、よく釋迦を理解し、孔子を受容れた。超自然的な、威嚇的な靈魂遊離説や、輪廻説が渡つて來ても、日本人はそれをよいほどに取扱つて、お伽話や、漫畫や、道化芝居の材料として取片づけてしまつた。又、婆羅門教の最も高遠幽玄な哲理の方面を傳へたと考へられる大乘佛教にしても、その通りだ。平安京時代に入つて最澄・空海の二傑僧が現はれ、佛教哲學の最も幽邃玄妙を極めたりと稱せられる天台・真言の二宗を傳へながら、共によくこれをわが國民思想・國體觀念と融和させ、その教理を俗解してわが文化を助け、その知識を弘通して利用厚生に資したるが如き、北條氏によりて鎌倉に

移植せられた禪學が、巧に剛健素朴なる鎌倉武士の氣風を迎へて恬淡無慾なる武士道の精神を振作したるが如き、法然の淨土宗に於ける、親鸞の眞宗に於ける、一遍の念佛賦算に於ける、日蓮の七字妙號に於ける、その説くところは必ずしも一でないが、これを通じて、威嚇的であり、厭世的であり、超自然的であり、非社會的である佛教が、日本に入つては、必ず平易通俗なる人心開發の具となり、そのしからざるも一代の情眠を覺醒し、一世の沈滯を打破すべき改革の叫びとなつて社會を利し、國家を益するの働きをした點に於いては、すなはち一である。

## 第五節 政治的準繩には儒學、個人的規範には佛教

原始儒學の思想は、大化革新の際に一たび大きい役割を演じた後、卒然としてその地位を佛教に譲り、平安京時代・鎌倉幕府時代・室町幕府時代と、凡そ八百年間を通じて、これといふほどの大きい働きをしたことがなかつたかに見える。少くとも表面はさやうに見える。

しかし、著者はわが國民性・わが民族精神の爲に、こゝに聲を大きくして、たゞ一つ特に讀者の注意を促して置きたいことがある。それは日本人が、政治上非常の大改革を行ふ場合となると、更めて儒學の精神に問ひ、佛教の教理には殆ど何事もも質すところがなかつたといふことだ。これは日本人が佛教を軽んじたのかといふと、決してさうでない。奈良京時代に於いても、平安京時代に於いても、

佛教は朝廷にあれほどの勢力を振つて居る。識者はむしろその情弊に眉をひそめなければならぬほどの大問題が、後から後からと矢繼早に起つて来て居る。

それにも拘らず、源賴朝が幕府を鎌倉に開いた時には、佛教をその政治の理念としては取入れなかつた。しかばね賴朝は無信仰人かといふに決してさうでない。賴朝は人一倍神佛を崇敬する念慮にあつた。しかしながら賴朝はそれを私人の生活に限り、政治の上には截然たる限界を設けた。奈良京時代から、平安京時代にかけては正しく坊主の全盛時代で、佛教なしには夜も日も明けなかつたものであるが、一たび大改革に直面すると大化新制後、どこの隅に片づけられてしまつたかと思はれる儒學の精神が、再びその姿を現はして來て、あの素晴らしい法治主義の理念を樹立した。(もちろん、ほんとに片づけられてしまつて居たのではないから、鑿穿する日になれば立派にその途はつく) 大江廣元・三善康信・中原親能等の有識家により、儒學の精神を基礎として打建てられた鎌倉幕府の法制がそれである。北條氏九代はもちろん、室町幕府の末に至るまでも、とにかく非常な威力で、日本全國の諸大名に襟を正させたものは、いはゆる右大將以來、代々のお仕置と稱する法治の精神である。

何と素晴らしい日本人の思想生活ではないか。この日本人の思想生活に理解なく、日本人には哲學らしい哲學がない。日本人は陽氣で、薄っぺらで、本來哲學のない國民だ。どんな深遠幽玄な哲學であつて教理でもこの民族の手にはつかずにはたまらぬ。忽ちに七死八昧もほひも何もない隣近猥雜な常識に帰附されてしまふと、われくはかういふことをいつて來た哲學者達、宗教家達に開き直つてお尋ねしたい。

世界のどこに、佛教は私的生活の規範、儒學は公的生活(法制・經濟)の準繩といった風に、政治と宗教との間にけじめをつけ、見事にそれを取捌いて來た民族があるか。世間にはカントだの、ヘーゲルだのと、てんで書いて居る自分にも譯のわからぬやうなむづかしいことをいふのが、哲學者だと思つて居るものもあるやうだが、この著者の解する哲學者とは、物事と物事とのけじめを知るものだ。従つて又、物事と物事との關係を識るものだ。更に進んでは物事の『柄』を知るものだ。日本人が世界第一の哲學的民族であるかどうかは分らぬが、世界で最も哲學的な民族の一であると断するに何の理あるところがあるだらう。

## 民族日本歴史 王朝編 (終)

昭和二十一年七月十五日印刷  
昭和二十一年七月二十日發行  
版生新 民族日本歴史 王朝編  
定價金三十五圓



(會員番號 A 一〇三〇〇四)

著者	白柳秀湖
發行者	千倉 豊
印刷者	山田三郎太
發行所	東京都京橋區京橋三丁目一番地
配給元	東京都京橋區志村町五番地

刷印・社會式株刷印版凸

東京都神田區淡路町二丁目九番地

電話京橋(56)三七六・八二九

四〇七四・八二五

日本出版配給株式會社

著 湖 秀 柳 白

新 生 版 民 族 日 本 歷 史 全五卷

建國編

王朝篇

封建編

戰國編

近世編

日本經濟革命史

(價廿五圓・十三圓)

古い經濟的、政治的、社會的に支配階級が没落して、新たに擡頭する經濟的社會階級の意義について、これを所謂階級闘爭的のみ見ず、民族の血の若返り、民族國家全體の進歩段階と解して經濟發展の意義を明瞭にしたもの。

古事記及日本書紀に所謂「高天原」「滄海原」が、いかなる地點を稱せるかを考究し、天孫降臨より神武天皇大和建國に至る我が古代史の全貌を、南・北兩民種の渾成史として描ける獨創的卓見。

天孫民種による本州經略及先住諸民種と古代賤民の本質を論じ國初創業期の苦難、朝鮮の情勢、漢民族・漢文化の本質及成績を検討す。

佛教の本質及渡來、大化新制の社會的根柢と綱領の意義

安兩時代の社會制度の變革、東北地方への異種族の侵入、平府出現の必然性に至る。

大化新制による日本民族の政治理想の確立、奈良・平治維新の必然性に至る。

北條氏の公僕政治と英國封建議會の本質を檢討して民族組織田氏の興起に及ぶ。鎌倉時代の文治・元寇役の意義

(價廿五圓)

北條氏の公僕政治と英國封建議會の本質を檢討して民族組織田氏の興起に及ぶ。鎌倉時代の文治・元寇役の意義

(價廿五圓)

北條氏の公僕政治と英國封建議會の本質を檢討して民族組織田氏の興起に及ぶ。鎌倉時代の文治・元寇役の意義

(價廿五圓)

北條氏の公僕政治と英國封建議會の本質を檢討して民族組織田氏の興起に及ぶ。鎌倉時代の文治・元寇役の意義

(價廿五圓)

北條氏の公僕政治と英國封建議會の本質を檢討して民族組織田氏の興起に及ぶ。鎌倉時代の文治・元寇役の意義

(價廿五圓)

京東・替振  
八七九 房書倉千  
橋京(56)話電  
四七〇四・六一七三  
九二一八・五一一八

992  
188

年 12 月 3 日

閱二 閱八 領四 領六 領一

閱  
覽  
證

終

